

総務市民委員会記録

日 時	令和7年12月17日(水)	午後 1時00分～午後 2時02分 午後 2時10分～午後 3時02分 午後 3時12分～午後 4時29分
場 所	第2・第3委員会室	
出席委員	◎阿比留義顯 ○鈴木 清丞 小川百合子 上橋しほと 永山 智仁 林 伸司 古川 隆史 松本 寛道 渡部 和子	
欠席委員	なし	
委員外出席者	なし	
説明のため出席した者	副市長(染谷康則) 危機管理部長(熊井輝夫) 次長兼防災安全課長(長妻克典) 総務部長(鈴木 実) 人事課長(伊藤正則) 給与厚生室長(清水純子) 資産管理課長(山岡康宏) 企画部長(小島利夫) 次長兼経営戦略課長(恒岡厚志) 共生・交流推進センター所長(佐伯淳史) 財政部長(中山浩二) 財政課長(清水雅晴) 債権管理課長(田崎喜一) 広報部長(稲荷田修一) 広報部理事兼秘書課長(宮本 等) 市民生活部長(永塚洋一) 次長兼市民活動支援課長(橋爪良洋) 市民活動支援課統括リーダー(猪野香織) スポーツ課長(川口 剛) 会計管理者兼会計課長(荒巻幸男) 消防局長(本田鉄二) 選挙管理委員会事務局長(関野昌幸) 道路整備課長(田上秀典) 文化課長(吉田 敬)  その他関係職員	

午後 1時開会

○委員長 ただいまから総務市民委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、傍聴について、申出の人数が10人を超えた場合には当委員会室に傍聴者全員が入ることができません。そこで、当委員会室で傍聴できる方を傍聴受付の先着順としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、傍聴を許可することとし、当委員会室で傍聴する方は傍聴受付の先着順によることといたします。委員会室に入室できなかった方につきましては、控室で音声を聞くことができますので、よろしくをお願いします。

それでは、お手元に配付の審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了後、議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

委員長から執行部をお願いをいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で、必ず所属と氏名を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係ない反問は認められません。また、反問が終了した際はその旨を発言してください。

重ねて委員長よりお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。また、持込みが認められたタブレット端末及びパソコン以外の電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。また、答弁と関係ない用途でのパソコンの使用は控えていただくとともに、使用の際は打鍵音に注意していただけるようお願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

議案の審査に当たって、質疑を行う場合にはくれぐれも一般質問とにならないよう御注意願います。

まず、議案第1区分、議案第17号、令和7年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について、議案第24号、令和7年度一般会計補正予算について、議案第25号、令和7年度柏市国民健康保険事業特別会計補正予算について、議案第26号、令和7年度柏市介護保険事業特別会計補正予算についての4議案を一括して議題といたします。

この4議案について質疑があれば、これを許します。

○小川 よろしく申し上げます。補正予算の中の防災の防災用簡易井戸のところなんですけれども、この簡易井戸は現在既存のものは何か所ございますか。

○次長兼防災安全課長 令和6年度末現在で33基になります。

○小川 ありがとうございます。今後1年で4か所設置するという事で、12か所という事でございますけれども、12か所とした理由と設置場所の優先順位などありましたら教えてください。

○次長兼防災安全課長 市内の63校の小中学校、こちらのほうに設置のほうを進めておるところなんですけど、地域に格差の出ないように市の北部、南部、中央というように形で適宜均等に配置をさせていただいているところです。

○小川 ありがとうございます。均等に設置しているということで理解いたしました。また、この井戸は電動式になっていましたでしょうか。

○次長兼防災安全課長 こちらのほうは手押し式の井戸ということで、電気を使わず、手動でくみ上げるものになっております。以上です。

○小川 ありがとうございます。また、このほかに協力井戸というものも30か所あるというふうにならばちょっと調べたら出てきたんですけど、この井戸に関しては南部、北部、どちらかというとならば北部というか、のほうが多くて、南部が少ないというのは南部のほうに井戸をお持ちの方が多からということによろしいですね。

○次長兼防災安全課長 現在登録いただいております防災協力井戸の方々なんですけど、これは個人のお持ちの井戸を災害時に皆さんで使っていただけるようにということで登録をさせていただいているものになります。設置の場所につきましては、おおむね北部のほうから中央のあたりが申請が多くございます。南部のほうにつきましては、あまり数のほうが多くなって、事沼南地域のほうにつきましては皆さん井戸をお使いだということもあるので、登録という形は申請上がってきているものがない状況でございます。以上です。

○小川 ありがとうございます。今後も災害時の生活用水の供給は大事だと思いますので、取組を今後ともよろしく願いいたします。以上です。

○松本 17号、市民交流センターについて伺います。大変にぎわっているような感じで受け止めていますけど、利用状況はどうでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 パレット柏につきましては、おおむね稼働率が7割、8割弱になっておりまして、たくさんの利用者に使っている状況でございます。以上です。

○松本 フリースペースで中高生がたくさん集まって勉強したり、話をしたりという形で、中高生の居場所として活用されていると認識していますが、いかがですか。

○次長兼市民活動支援課長 現状見ますと、学生さんの勉強だったりとか、よく確認されております。そのほかには、高齢者だったり、幅広い方の交流の場所としては本来使っていただくべきものでございますが、中心となるのは今学生の利用ということで認識しております。以上です。

○松本 想定を超えた利用があるように思いますが、いかがですか。

○次長兼市民活動支援課長 今のところスペースで有効活用されているというふうには認識しておりますので、キャパオーバーという認識ではございません。以上です。

○松本 行ってみても座れないことがあるという声も聞きますが、そのようなこと

ありますか。

○次長兼市民活動支援課長 フリースペース、今3時間ごとに区分で御提供させていただいているんですが、確かに時間帯によっては座れない時間帯もあるということとは認識しております。以上です。

○松本 本当にたくさんの方に利用していただいて、素晴らしい施設だなと思いますが、このような利用の仕方がやはり求められているということだと思います。このようなスペースが求められているということだと思います。足りなければもう少し別の方向も考えて、例えば空きビルがいろいろとあるところに誘導していくとか、別のスペースを設けるということがそろそろ必要になってきたのかなと思います。そのような認識ありますか。

○次長兼市民活動支援課長 委員さんおっしゃるとおり、来ても使えない方がいらっしゃるといふ現状も踏まえて、指定管理者と共にスペースの有効活用といいますか、それをちょっと工夫してみたいなというふうに思っております。以上です。

○松本 同じ場所だと限りがあるので、要は第2パレット柏みたいなものを、空きビルを安く借りて使っていくというようなことを考えていくべきなのかなという時期に来ていると思いますが、その点いかがですか。

○次長兼市民活動支援課長 委員さんの御意見を承りまして、検討してみます。以上です。

○林 それでは、議案17号の議案説明の資料5ページからお伺いします。スポーツ課さんでございますけれども、スポーツ施設管理事業として指定管理料の増額を債務負担行為とすることについてお伺いいたします。まず、本市のスポーツ課所管の指定管理施設の全体の状況をお聞かせください。

○スポーツ課長 現在柏市内にございます2か所の体育館、それから運動場につきまして指定管理事業として、指定管理者のほうで管理をさせていただいております。以上です。

○林 分かりました。今回事業拡大ということになっておりますけれども、こちらの内容についてお聞かせください。

○スポーツ課長 すみません。先ほどの答弁で体育館、運動場、それと市民プールも含めております。訂正させていただきます。この内訳でございますが、今回の740万円の中の内訳といたしましては大津ヶ丘中央公園の市民プール、こちらが当初の予定、今年度で閉鎖するというような予定を取っておりましたけれども、現在幼児プールがまだ使用可能な状態であるということで、その部分は継続して使っていくというところで、その部分で210万円ほどの金額が増加しています。また、柏の葉庭球場の管理棟の消防施設の点検費用というのが含まれてございませんでしたので、その分が3万円、それから今年度から実施しておりますナイトプール、夜間の市民プールの開放の部分につきまして、指定管理者に35万円ほど増額というふうにしております。以上です。

○林 分かりました。ナイトプールにつきましても利用がされておまして、有効

に活用されているなという私の印象でございます。分かりました。先ほど幼児プール、大津ヶ丘プールですか、210万円ということでございます。これ令和8年度から10年度までで限度額744万円ということでございますけど、こちらについてちょっと内容を再度、限度額の内容につきましてお聞かせください。金額の根拠をお聞かせください。

○**スポーツ課長** この金額の内訳につきましては先ほど申し上げたとおりでございますが、指定管理期間が、現在の指定管理が令和10年度までの期間でございますので、残りの期間の3年間分を見越している金額となっております。以上です。

○**林** 分かりました。

続きまして、柏市交流センター事業として、先ほども様々議論がありましたパレット柏の賃貸料に関わる債務負担行為、こちらのほうは令和8年度から12年度とされております。先ほどもありましたように、私もオープンスペースの利用はかなり活発にされているなというふうに思われます。全体の中で多目的スペースやミーティングルーム、先ほど8割弱の利用ということに、全体としての答弁があったかというふうに思うんですが、多目的スペースとミーティングルームを分けた場合どのぐらいの利用があったのか、お聞かせください。

○**市民活動支援課統括リーダー** 実際には7割を超えている状況になります。以上です。

○**委員長** 分けてって言わなかったっけ。

○**市民活動支援課統括リーダー** ミーティングルームで約7割、多目的スペースで7割弱ということになっております。多目的スペースが2か所ございますので、その部分が大体7割弱となっております。オープンスペースにつきましては、かなり高い、96%という割合になっております。以上です。

○**林** 分かりました。多目的スペースにしてもミーティングルームにしても7割ということでございますので、そこそこ利用されているというふうに思われます。恐らく集中される時間があって、利用されていない時間があると思いますが、利用されていない時間というのはどういう時間帯でしょうか。

○**次長兼市民活動支援課長** 利用が少ない時間帯というのは、やはり午前中の早い時間と夕方6時以降の夜間の時間帯が利用が少ない時間帯になっております。以上です。

○**林** 分かりました。時間帯によって利用料というのは恐らく変わらないかというふうに思うんですが、少ない時間帯を活発に利用していただけるような方策も考えていかなきゃいけないかなという印象を持ちました。

もう一つお伺いしたいことは、こちらのほうで恐らく市内の団体、あるいは市民の方の利用が多いというふうに思うのですが、それ以外の団体というのは、市外、どの程度使われているのでしょうか。

○**次長兼市民活動支援課長** 来館者数は取れているんですが、市内、市外という内訳は把握していない現状でございます。以上です。

○林 利用料金の中で市内の利用の方と市外の利用の方で利用料金が違うというふうに思いますので、団体としては把握できているかと思いますが、いかがでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 少しお時間いただいて、ちょっと把握できるか後で御答弁させていただきます。すみません。

○林 利用料金は、すみません、市外の団体と市民と違いますよね。ということは、じゃ今把握されていないというだけで、恐らく把握しているかと思いますが、そういうところもちょっと精査していきたいというふうに思っております。後で結構でございます。

○次長兼市民活動支援課長 来館者数と利用者数とまた違う人数でございます、館に訪れる方の把握がなかなかできていないという状況で、後で数値は御報告させていただきます。

○林 分かりました。それでは、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、防災施設及び防災資機材ですか、管理、資材ですか、管理事業について。先ほど防災簡易井戸の質疑がありましたので、そちらのほうはよく分かりました。1点だけちょっとここについて伺いたいことは、簡易井戸等をふだん使わないというふうに私の認識あるんですけども、いざというときに使えるような状況になっているかどうかという、そういった把握というのはどういうふうになっているらっしゃるのでしょうか。

○次長兼防災安全課長 こちらの防災井戸につきましては、年間で点検を必ずやるような形で確認をしております。また、地域の防災の講習会というか、いろいろな機会がございますので、そういったところでも活用いただくようにしていただいております。以上です。

○林 分かりました。いざというときにしっかり使えるような形の点検をまたこれからもお願ひしたいというふうに思っております。

大堀川レクリエーション公園の災害時利用を円滑にしていくために国道16号線からの新たな進入路設置ということで、これは本会議の中でも委員長が詳しく質疑されていた印象があるわけでございますけども、こちらについて、私もぜひこういったことは、大型車両の進入は欠かせないと思いますので、進めていくべきだという認識があるわけでございますけども、この箇所の工期であったり、こういったことについて、工期についてちょっとお聞かせください。

○道路整備課長 工期につきましては、令和9年度3月までの工期を予定しております。以上です。

○林 そこで、この道路、進入路、必要なものではあるわけでございますけれども、呼塚交差点付近の交通量が非常に多くて、渋滞箇所として有名な場所なんですけども、進入の工事の中で例えば車を止めて道路を閉鎖するような形になっていくんでしょうか、お聞かせください。

○道路整備課長 こちらの工事につきましては、公園内の施工がメインとなります

ので、国道側の車道を規制しての工事施工ということはございませんので、今のところ予定しておりません。以上です。

○林 分かりました。とはいえ国道の通行車両を考えて、ぜひ安全な工事を心がけていただきたいというふうに思っております。輸送として大型ヘリの離発着、あるいはドクターヘリによる患者輸送を可能とするという、そういった離発着場の整備ということもあるわけでございますけれども、スペースとしては広いスペースがあるわけでございますけれども、ヘリコプターの離発着に必要な安全対策ということについてお聞かせください。

○次長兼防災安全課長 こちら大堀川レクリエーション公園につきましては、県の大規模災害時応援受援計画というもののなかで広域の防災拠点という位置づけになっております。その中で、ヘリコプターの離発着場という形での位置づけがなされているわけなんですけれども、具体的な安全対策というものはうたっていないものですから、運用に際しましてその辺の安全対策というところにつきましても検討していきたいと思っております。以上です。

○林 そうですか。ちょっと心配になってくるところでございますけれども、大体場所とかというのは決めていらっしゃるわけですね、離発着となりますと。お聞かせください。

○次長兼防災安全課長 本会議のほうでも質疑いただいたところで、安全対策というようなお話もございましたので、そういったところも含めて現地のほうに発着場が造成できるかどうかというところを安全の面から確認していきたいというふうに考えております。

○林 非常にその点は重要なことだというふうに思いますので、県の指定ということではなく。しっかりした安全対策を場合によっては県にも要請していくような立場で整備を進めていただきたいなというふうに私は思っております。質問は終わります。

○上橋 お願いします。では、私も17号の大堀川防災レクリエーション公園の道路のことで質問させていただきます。本会議での議案質疑で松ヶ崎橋を更新するより新しい進入路造ったほうが安くなるということは、答弁で示されておりました。松ヶ崎橋に関してはこのままいくのかとか、今後の松ヶ崎橋に対する考え、お示してください。

○次長兼防災安全課長 こちらは土木部の管理する橋になりますので、土木部における長寿命化計画という計画の中で改修工事がなされ、今後も使われていくということになると思います。以上です。

○上橋 御答弁ありがとうございます。承知しました。あと、新しい進入道路は、基本的にはふだんは閉鎖している。ただ、緊急車両のときとか、答弁であったような仮に出初め式とかですごく特大な車両を入れるときには使うということで、ふだん的には、市民とか日常的には使わせないように、市民も日常的に使わせないようにするのか、通れないように。例えば自転車とかだったら、ポールだけあるから、

今のガソリンスタンドが隣にあるように市民は擦り抜けたりできちゃうようになるのかとか、その辺をお示し願えますか。

○次長兼防災安全課長 車両の進入は常時できないということでございまして、人、自転車の通行はできるようになっている状態でございます。実際に使用する場合においては、止めているバリケードというか、ポールのをどかして、車が進入できるようにするという構造でございます。以上です。

○上橋 ありがとうございます。バリケードどかす許可するのは、危機管理部とかに申請してという流れになるのですか。

○次長兼防災安全課長 基本的には緊急時に使うものということになってまいりますので、私どものほうで開け閉めということになろうかと思えます。

○上橋 御答弁ありがとうございます。緊急時防災安全課が開けるということで、ふだんは仮に危機管理部であろうと、消防局であろうと、ほかの部署であろうと、日常の公園への出入りはやっぱりこれからも松ヶ崎橋になるということでしょうか。

○次長兼防災安全課長 通常の入りにつきましては、委員お話しのとおり、松ヶ崎橋からの進入ということになろうかと思えます。

○上橋 ありがとうございます。以上です。ありがとうございます。

○永山 1点よろしく申し上げます。庁舎管理事業、資産管理課に伺います。修繕を予定している施設はまずどこになりますか。

○資産管理課長 予定している工事といいますか、内容につきましてはほとんど設計業務に係るものになりまして、本庁舎低層棟の屋上、本庁舎低層棟、本庁舎、分庁舎1の給排水設備、本庁舎別館空調設備、大きく言うところの3点について、案件でいいますと5件の内訳になっております。以上です。

○永山 ありがとうございます。そうすると、あくまで予定ということなのですが、設計をしたら市立柏病院みたいに思ったより高かったみたいなことがあったら、やっぱり修繕やめたみたいなことは可能性としてはあるんでしょうか。

○資産管理課長 設計を組んでみてどういう結果が出るかというのは、やはり成果物が出てこないと確認できませんので、100%それを実行するという確約はないんですけども、基本的には設計をして、この設計、今回設計が必要だということも施設の部分的な老朽化ですとか、状況を見てリストアップしているものですから、よほどの乖離がない限りは実行していきたいと考えております。以上です。

○永山 ありがとうございます。

あと、今5つという項目を挙げいただきましたが、この限度額の範囲内であれば追加とか逆にやらないみたいなこともあるのでしょうか。

○資産管理課長 今回5件を内訳として、一括して補正予算の中で債務負担行為の設定をさせていただきますので、例えばその中で余裕があるので追加案件を入れ込むということは、現時点では考えておりません。以上です。

○永山 ありがとうございます。

最後に、お伺いします。この修繕の基準等があれば、どこかで見れるのであればいいんですが、基準等があれば教えてください。最後です。

○資産管理課長 設計に関しては、ここ、公共施設の保全については営繕管理課というところが一律的な基準を持って保全の計画を立てて、それに基づいた今回5件の債務負担行為の案件になりまして、基準としては私ども今ちょっと手持ちでどういものがあるかというのはお答えできないんですが、この設計案件を上げる、もしくは設計額、ある程度概算額を出すというところでは営繕管理課と相談しながら出しているというのが現状となります。以上です。

○古川 すみません。ちょっと17号について、スポーツ施設の管理のどこなんですけど、ナイトプールというお話があったんですが、実際逆井のを見に行かせていただいて、投光器があるんですね。投光器が、難しいのかもしれないですけど、やっぱりちょっと数が少ないかなというのが1つ。あと、エンジン式を使っているんですよ。そうすると、プールサイドのところにエンジンががん、がんがん回して、プールサイドにこうやってへりで顔を子供とか出しているのに、何かあれどうにかならないのかなというのがちょっと正直、細かい話なんですけどね。暗さもわざわざああいう、あんまり明るくしないように演出しているのかどうかよく分かんないんですが、何かもうちょっとあれはどうにかならないのかなということをや正直現場見て思ったんですけど、そこは例えば指定管理者から何か話があったとか、今後こういうふうにしていきたいとかという話があれば、ちょっと気になったもんですから、そこを教えてくださいと思います。

○スポーツ課長 投光器、夜間の照明につきましては、今年度また昨年度試行的に実施したということで、防災安全課のほうからお借りしたりとか、あと民間の投光器を使っていたんですけども、来年度はちょっとハード的な整備をしまして、照明をつける予定で今進めておりますので、これまでのような形よりはいい形でできるんじゃないかというふうに考えています。以上です。

○古川 何か結構エンジンの音うるさいって言ったらあれですけど、気になるし、本当目の高さのところですから、何かそこ改善していただけるとよりよくなるかな。せっかくいい取組しているのに、何かちょっとムードが壊れるなと思ったもんですから、じゃそこはぜひ改善をしていただければと思います。以上です。

○鈴木 では、スポーツ施設の件で、大分聞いていただいたんで、大体分かったんですが、これほとんどが指定管理者の費用というのは、人件費が一番多いと思うんですが、人件費大分上がってきておりますが、今回の744万円には人件費増額の要求に基づいて何か上げるとかいうことはあるんでしょうか。

○スポーツ課長 今回の内訳の中には当然事業の拡大が含まれておりますので、その部分についての人件費、増える分に関しての人件費のプラス分は入っております。以上です。

○鈴木 人件費単価が上がったことによるものは、特に入っていないよということですよ。

○スポーツ課長 おっしゃるとおりで、その部分については特に今回の補正の中には含まれておりません。以上です。

○鈴木 了解しました。

では、次の柏市民交流センター事業のほうで、パレット柏の賃借料に関わる債務負担行為って書いてありますが、これパレット柏全体の賃借料になるのでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 お借りしていただいていた3階フロア全体の賃借料でございます。以上です。

○鈴木 これには、水光熱費は入っていますでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 こちら入っているのは賃借料と共益費のみで、光熱水費は指定管理者の負担となっております。以上です。

○鈴木 共益費は入っているということですね。1年間の賃借料は、ここ出てきた5億を5で割ればよろしいのでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 お見込みのとおりです。以上です。

○鈴木 了解しました。ありがとうございました。

では、議案の24号のほうに入りたいんですが、いいんですよね。

○委員長 どうぞ。

○鈴木 人件費の増額が5,900万ですよ。会計年度任用職員のほうは1億7,600万ということで約3倍ぐらいになって、通常の人件費よりも3倍も会計年度任用職員のほうが金額高いんですが、これはどうしてでしょうか。

○給与厚生室長 お尋ねの件、会計年度任用職員のほうが補正予算額が高いということなんですけれども、こちらについては人事院勧告に伴う影響額については約7.8億円ということであるんですけれども、これに対しまして人事給与制度の見直しというところで、前倒しで抑制をかけている部分がございますので、そちらのほうの影響額を加味したもの、それから……そちらの部分がございますして、あと補正予算額を計上するに際しましては影響額をそのまま計上するのではなくて、決算見込みの額を特別会計も含め全部の会計で計算しまして、その見込みの中で不足分についてだけ計上しているものということになりますので、影響額に対して低いものとなっております。なお、会計年度任用職員については、若手の職員、1級や2級の正規の職員の額を基準に年収を計算して、そこから時給単価を計算するという方法を取っておりますので、通常の職員よりも上がり幅が大きくなっております。そういったような影響もあるというふうに考えております。以上です。

○鈴木 大体分かったんですが、要は通常の人件費のほうはある程度見込んでおいたって6億4,000万円上がるんだけど、そのうち大分を見込んでおいて、今回の補正としては5,900万円ですというのか、だということですかね。会計年度任用職員のほうはそうでもないんで、一律計算すると1億7,000万かかるというような感じでしょうか。

○給与厚生室長 委員おっしゃったとおり、当初予算の中で対応できた部分については計上しなかったということになります。以上です。

○鈴木 ありがとうございます。よく理解できました。

では、議案25号の補正予算なんですけど、国民健康保険事業特別会計、これは人件費の件の見直しだと思うんですが、この2,100万なんですけど、これの影響額ですか、さっき言った。本来だったら人件費でいうと6億4,000万円あったと。でも、補正予算ではこれで済んだよという話だと思うんですが、この2,100万円はこれはどういうものなんでしょうか。

○給与厚生室長 恐れ入ります。国保会計なんですけれども、計算方法は一般会計と同じですので、不足が出るかどうかというところを決算見込みを立てまして、その中で不足分について給与で620万円、手当等で1,350万円、共済費で150万円の計上となったものでございます。以上です。

○鈴木 これ何名なんですとか、大体。

○給与厚生室長 資料確認して回答させていただきます。恐れ入ります。

○鈴木 では、議案第26号の介護保険事業特別会計も人件費全体で1,850万円ですが、対象人数は何人なのか、今の件と同じになりますので、後で教えてください。以上、私からは終わります。

○渡部 まず、17号の一般会計の補正予算から伺いたいと思います。本会議でも大きな議論になっていたのでも、全体的なことでもまず伺いたいと思うんですけども、国の補正予算は多分今日可決ですかね。そうすると、いろんな自治体が物価高騰対策を既に補正予算で出しているのに、柏市は今回追加の補正もなかったわけですか。これは、金額が端数まで分からなければ出せないということではなく、やはりいち早く補正に計上すべきだったと思いますし、今日も委員会ですから、あと最終日に出るのかどうか分かりませんが、物価高騰対策で追加の補正を出すという考えは現在のところ柏市にはないということなんでしょうか。

○財政課長 国の補正予算対応の補正予算計上につきましては、国のほうで昨日、国会のほう、予算のほうで可決成立したという状況で、交付額につきましてはこれから通知等あるものと考えておりますが、その中で市として実施していく事業というのはこれから検討していくという考えでございます。以上になります。

○渡部 事業をこれから検討してありましたけども、本会議の中で現在検討しているという答弁だったと思うんですね。この12月議会に出されないということは、次の3月議会に補正を出すという柏市の考えなんでしょうか。

○財政課長 補正予算のほうの対応の時期につきましては、そちらも併せて現在検討させていただいているというところでございます。以上になります。

○渡部 本会議の中で市長は市民の暮らしは厳しいと、厳しい現状だと認識しているという答弁しています。その認識があるならば、やはり柏市としていち早く市民に届けるという対応が必要だと思いますし、仮にこれが、中身によるとは思いますが、3月議会に計上されたとき、中身によっては5月、6月になるということも考えられると思うんですね。そうすると、柏市ではそういった遅れてもいいという認識で進めるんでしょうか。

○**財政課長** やはり物価高騰の影響を受けている方に速やかに、今経済対策の予算国のほうで成立しましたので、対応していきたいというのは考えているところがございますけれども、どのような事業を実施していこうかというところは検討等としていくという考えでいるというところがございます。以上になります。

○**渡部** ちょっとかみ合っていないなと思いましたが、2月議会に出して、それが可決されて、それからなると非常に遅くなるわけですね。厳しい状況だという認識を持っているならば、私は臨時議会を開いてでも提案すべきだし、最終日でも間に合えばやはり議会はしっかりと議論をする構えはあると思うんですね。だから、やはり柏市の認識が非常に、口で言っていることとやっていることが違うんじゃないかというふうに思えてなりません。

具体的な政策のことで幾つか伺います。今も市民交流センターのほうで1年間で約1億円の賃借料になるということでした。これは多分平成28年、2016年にオープンしていると思っておりますけれども、この賃借料については全く最初からこれまで変わらなかったのでしょうか。

○**次長兼市民活動支援課長** 賃借料につきましては、第2期の契約に入る前に価格交渉しまして、減額した実績はございます。以上です。

○**渡部** 隣接するビルとかいろいろなところとの兼ね合いというのはあると思うんですけども、やはり老朽化してくるわけですね。そうすると、通常、物価高騰の部分もあるかもしれませんが、年数がたつと安くなるという物件も普通にあると思います。これは、第2期のときに価格交渉したということですけども、その後価格交渉はしなかったのか。今回に当たっても、全く賃借料の交渉というのはいわれなかったのでしょうか。

○**次長兼市民活動支援課長** 今回もまだ契約前ですので、また前期と同じように価格交渉はしたいというふうに思っております。それから、マンションのオフィス価格ですけども、コロナ禍以降小幅ですけど、上昇しているという現状ございますので、それを踏まえまして価格交渉に入りたいというふうに思っております。以上です。

○**渡部** 交渉の結果上がっちゃうと困るなと思うんですけども、やはりしっかりと交渉やっていただきたいと思えます。

防災の簡易井戸、災害用の井戸なんですけども、先ほども協力井戸の話がありました。協力井戸の場合、柏市が何かしらの支援を行うということはないのでしょうか。

○**次長兼防災安全課長** 直接の支援ということではございませんけれども、水質の検査、こちらは3年に1回ほど実施しているのは公費で負担をさせていただいております。以上です。

○**渡部** ぜひ積極的に、支援って3年に1度、毎年駄目なのかなとちょっと思ったりしますが、協力井戸、協力してくれる方に対してはやはりいろいろ支援の御検討はしていただきたいなというふうに思いました。

次に、庁舎管理のほうなんですけども、今回設計の債務負担行為が出ています。これまで庁舎管理で設計の予算に関して債務負担行為で提出したということはあるのでしょうか。

○資産管理課長 ちょっといつまで遡ってというところで、過去にあったかというところでは、私の知る範囲ではなかったと思います。以上です。

○渡部 ということは、今回恐らく近年でいえば今回初めて設計に係る債務負担行為を提出したということでしょうか。

○資産管理課長 おっしゃるとおりになります。以上です。

○渡部 じゃ、その理由についてお示してください。

○資産管理課長 こちら今回設計業務について、当課からは設計業務について債務負担行為の設定をさせていただくという議案になっておりますが、こちらについては先ほどの答弁の中でも一部出てきました公共施設の保全を担当しております営繕管理課のほうから今年度以降についての保全に関する考え方というところで、工事等に係る設計業務については債務負担行為を組んでいくという全庁的な方向性が示されました。なぜそのようなことをするかというところが、債務負担行為を前年度に設定させていただきまして、その債務負担を基に新年度早々に設計業務に取りかかる、新年度早期に契約事務を進めることを意味しますが、それによって十分な工期を確保する。十分な工期を確保した中でより精緻な設計額を積算し、それを次年度、令和9年度の当初予算要求に反映する、このような改善を意図としてこのような形を取るということが営繕管理課から示されたため、今回債務負担行為を設定させていただきたいと考えております。以上です。

○渡部 例えば債務負担行為を取らずに、当初に設計予算を組んだ場合、どういった違いが、大きな違いというのは、つまり今工期の確保ってありましたけども、そのほかに予算ですか、より精密な設計予算を立てることができるというふうな理解でよろしいでしょうか。

○資産管理課長 まず、工期の確保につきましては、債務負担行為を設定させていただいて、早々に債務負担行為を基に契約事務を進めることができまして、それを新年度、令和8年4月1日から事務手続を始めるのに比べて、やはり2か月から、感覚的なところもあるんですが、どうしても競争入札等になりますので、契約課を通した入札行為で二、三か月の時間的な差が生まれると思います。そして、精緻な設計額を求めたいというところ、これは実際その設計額に基づいて予算を取ってもそのときの市場の動向によってどういう入札結果が、契約額との差がどれくらい出るかというものが、確実に近い数字の設計額が出せるとは確約はできませんが、できるだけ十分な工期の中で十分な設計をしたいという考えでおります。以上です。

○財政部長 あと加えまして、まず事務を請け負う部署の事務の平準化みたいなところも一つ要因がございます。またそれから、工事と同じように、工事の平準化と同じように、設計の業界からも少し平準化みたいなところで意見交換の中でやっぱり出てきたところもございます。そういったところも踏まえて、今回手始めに庁舎

の部分の設計、平準化のために債務負担行為を設定させていただいたと。その効果については今後見極めて、今後もこうしていくのかどうか、その辺は判断していきたいと思います。以上でございます。

○渡部 分かりました。予算のところである程度大きな予算を確保して、実際にはそれほどかからないと不用額になってしまうということってあると思います。債務負担行為はあくまでも限度額なので、予算上不用額が生じるということにはならないという理解でよろしいでしょうか。

○資産管理課長 債務負担行為をこの早い時期に概算を出して設定させていただくというところで、実際不用額が出てしまわないというのもある程度実際入札行為等契約をしてみないと分からない部分はあるんですが、先ほど申しましたように、不用額が出たとしても、それ以上不用額が出たから追加で何かをやってしまうのですとか、そういう考えはございませんので、あくまでも今回の債務負担のメニューの中で債務負担を活用していきたいと考えております。以上です。

○委員長 ちょっと待って。大丈夫ですか。財政課長、コメントないですか。質問とちょっと今対応が変わったんですけど、要は不用額にならないという認識でいいのかということなんですが。

○財政課長 債務負担行為につきましても予算でして、積算を行ってございまして、設計額、今回たしか5件でしたっけ、等の積み上げをもって債務負担行為の上限額設定をしております。ですので、設計額の積み上げの金額ということで御認識いただければと思います。結果、入札行為を行って決算額が下がる、不用額が出るという可能性は今回の件に限らずどのような案件でもあるところでして、そちらと同じような形で不用額が出るとすれば、そういう形になるかというふうに思っております。以上になります。

○渡部 積算に関しては、なるべく精密なといいますか、積算をやってほしいなと思うのと、いろいろな改善ができるのであれば、改善は取り組んでいただきたいなというふうに思いました。

24号についてです。昨年も人勸の引上げによる補正が組まれたと思います。影響額について、今年と去年とではどの程度違いましたでしょうか。

○給与厚生室長 人勸の影響額そのものについては、昨年度も今年もそんなに大きく影響はないものとの認識です。以上です。

○渡部 去年は、国保と介護保険については補正が組まれませんでした。それは、先ほど質疑があったように、予算の中で去年はできたけれども、今年は特別会計の中で国保と介護保険が予算の中では対応できなかったのも、補正を組んだという理解でよろしいでしょうか。

○給与厚生室長 委員のおっしゃるとおりです。

積算の話になりましたので、大変恐縮なんですけど、先ほどの鈴木委員のお尋ねなんですけれども、国民健康保険会計、介護保険会計ともに47名ずつでございます。以上となります。失礼いたしました。

○渡部 今回の人勸の引上げ分というのは、全て交付税措置されるということでしょうか。

○給与厚生室長 今回の補正予算の財源としては、繰越金で歳入が賄われているという認識でございます。ただ、報道でもありますとおり、国会の中で交付税法が改正されておりますので、その中に人勸分も含まれているものという認識でございますが、ちょっと詳しい額についてはまだ把握しておりませんので、ただ財源として見られる可能性はあるとの認識でございます。以上です。

○財政課長 ただいまの御質問ですけれども、今回国のほうで補正予算が可決成立しまして、交付税につきましては追加で交付があるというふうに連絡がありました。その中で、給与改善費という形で交付されるものがあるということも連絡がありました。金額につきましては現在算定中ですので、具体的な金額はまだお示しできませんが、そのような形で交付税措置があるということで認識はしているところでございます。以上になります。

○渡部 次に、補正予算の説明書の中から幾つか伺いたいと思います。一般職と会計年度任用職員は、手当に大きな違いがあります。例えば今回手当で何か会計年度任用職員が改善されたという点はあるのでしょうか。

○給与厚生室長 会計年度任用職員だけではなく、正規職員のほうも一緒のタイミングで改正されておるんですけれども、距離区分が10キロ以上の通勤手当について4月に遡及して、増額改定をして対応するという事になっております。こちらについては、会計年度任用職員の報酬についても昨年度から遡及改定を行っているんですけれども、その遡及対象となる週当たり15.5時間以上の会計年度任用職員についても同様に遡及で対応する見込みでございます。以上です。

○渡部 期末手当に加えて勤勉手当も会計年度任用職員に支給されるようになったのは、いつからだったのでしょうか。

○給与厚生室長 勤勉手当は、令和6年度からでございます。以上です。

○渡部 今の勤勉手当の対象者というのは、今言った週15.5時間でしたか、それは大体全体の何割ぐらいになりますでしょうか。

○給与厚生室長 全体の大体6割ぐらいとの認識でございます。以上です。

○渡部 社会保険とか厚生年金の対象者、会計年度任用職員にも当然いると思えますけれども、の割合というのはどのくらいでしょうか。

○給与厚生室長 会計年度任用職員の社会保険は週20時間というのが基準なんですけれども、そちらについては大体6割から7割ぐらいかなとの……ごめんなさい。逆ですね。加入率のほうで、すみません、失礼いたしました。ちょっと確認してからお答えいたします。

○渡部 これまでも会計年度任用職員は圧倒的に女性が多いということでした。それは、やはり変わりはないですかね。女性の割合というのがもし分かりましたら、お知らせください。

○人事課長 現在令和7年4月時点で84%が女性となります。以上です。

○**渡部** 会計年度任用職員の方にも地域手当が支給されている方がいます。この地域手当の対象になっている方は何人で、どんな職種の方が地域手当の対象になっているのでしょうか。

○**人事課長** 地域手当は、基本的に会計年度任用職員の単価に含めておりますので、全職員に地域手当分を加味した単価で支給をしております。以上です。

○**渡部** 分かりました。本会議の中で矢澤議員が会計年度任用職員についても特別にその枠を設けて、正規職員の採用がしやすいようにという質問しました。市のほうはそれは考えていないということでしたけれども、柏市のように正規と会計年度がほぼ半々の自治体の場合、やはり積極的に会計年度任用職員さんで正規職員を希望している方については、ぜひ試験の中で採用で別枠設けるなどの要するに処遇の改善というのでも検討していただきたいなというふうに思います。以上です。

○**委員長** ほかにありますか。——それでは……（「委員長、すみません」と呼ぶ者あり）どうぞ。

○**次長兼市民活動支援課長** 先ほど林委員のパレット柏の市内、市外の割合でございますけれども、先ほど市民ギャラリーは市内、市外同料金ですので、それ以外のお金を出してお部屋を使う方の割合、去年年間8万2,000人いらっしゃったところ、約9割が柏市民でございます。その他は我孫子とか流山の近隣の住民が利用していたという現状でございます。失礼しました。

○**委員長** なければ質疑を終結いたします。

これより順次採決いたします。

---

○**委員長** まず、議案第17号、令和7年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第17号、当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○**委員長** 次に、議案第24号、令和7年度柏市一般会計補正予算についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第24号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○**委員長** 次に、議案第25号、令和7年度柏市国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第26号、令和7年度柏市介護保険事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で議案第1区分の審査を終了いたします。

次に、議案第2区分の審査に入りますが、関係ない執行部の方は退席されて結構です。

ここで一旦休憩を挟みたいと思います。

午後 2時 2分休憩

○

午後 2時 10分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長 まず初めに、給与厚生室から先ほどの社保の加入率について追加答弁の申出がありましたので、これを許します。

○給与厚生室長 先ほど渡部委員よりお尋ねのあった件なんですけれども、社保の加入率、勤勉手当が週大体15.5時間以上、社保の加入の条件が20時間ということですので、ベースは6割でよろしいのかなと思うんですけれども、その差のある分が下がると思いますので、大体6割弱、5割台の後半という認識でございます。以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

---

○委員長 それでは、質疑を再開します。

次に、議案第2区分、議案第8号、指定管理者の指定について（柏市文化・交流複合施設（柏市国際交流センター））、議案第9号、指定管理者の指定について（柏市文化・交流複合施設（柏市民交流センター及び柏市民ギャラリー））の2議案を一括して議題といたします。

本2議案について質疑があれば、これを許します。

○上橋 お願いします。まず、第8号の柏市国際交流センターからお尋ねします。募集要項配付期間とか説明とか、募集要項を何団体取りに来たんでしょうか、お示してください。

○共生・交流推進センター所長 応募に応じたのは、ごめんなさい、取りに来た団体数につきましては1者でございます。以上です。

○上橋 取りに来たのも1者だった。実際も1団体、今後の資料どおりなんですけ

れども、募集しますよという告知はどのようにしたのか、お示してください。

○共生・交流推進センター所長 市のホームページとか、あとは広報かしわ、そういったところで応募を行っております。以上でございます。

○上橋 告知は今示されたようにしたけれど、結果として1団体だったということで承知しました。この議案に関しては国際交流センターですけど、指定管理者というのは本会議でも今回たくさんキーワードになっていて、実際硬直化とかなるんじゃないかとか、そういう議論もあったですけども、国際交流センターであってもほか団体のやっぱり意欲示されているとかあるのかないのか、市としてほかにもないのかなって、ほかにもちゃんとアプライしてくれる団体ないのかなって。市としてどう考えているか、答えていただけますか。

○共生・交流推進センター所長 国際交流協会という団体が大体どこの地域にもございまして、そこと連携してやっている自治体がほとんどということで、他の業者といいますか、事業者が入ってくるのがなかなかケースとしては難しいというところはあることは承知しております。今回につきましてもそういったところもございまして、なかなか難しい面があったのではないかと感じております。以上でございます。

○上橋 なるほど。御答弁ありがとうございました。入ってきにくい、これ柏市、例えば近隣も実際やっている国際交流団体とか協会とかにこのような事業を託しているんだとしたら、やっぱり近隣自治体もこのような感じになっているのでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 形態は指定管理者、委託、あとは補助によるものとか様々な形態はあるんですが、大体におきましては地元の国際交流協会と連携してやっているというところがほとんどだと考えております。以上でございます。

○上橋 分かりました。お示しありがとうございました。今回評価とか、それでも1者であってももちろん選定に当たってはちゃんとプレゼンしてもらったり、ちゃんと面接してもらっています。今回候補となっている今回選定した団体、これまでも2期、どうだった実績もあり、これから期待するものとか、市が求めているもの、評価項目ありますけども、それにやはり合致している団体だと市として評価しますか。

○共生・交流推進センター所長 たとえ1者とはいえやはりその年度ごとといいますか、スパンごとに評価というのは必要だと考えております。今回につきましてもそういったことから再度募集をかけまして、結果的に1者ということではございましたが、再度評価しまして、このような評価を得たということになったと思います。以上でございます。

○上橋 分かりました。では、この次の3期目だったかと思いますが、3期目、この団体に求めるもの、市として求めたいもの、お示してください。

○共生・交流推進センター所長 これまでの継続してやっていただく部分もあるんですが、今後は団体等も広く連携して、あとは広報活動、周知、そういったところ

の強化であったり、増加する外国人への対応といったところも併せて実施していければというふうに考えております。以上でございます。

○上橋 ありがとうございます。では、8号は以上です。

じゃ、9号、質問させていただきます。市民交流センター及び市民文化ギャラリー、質問いたします。先ほども補正予算のほうでもあったけど、稼働率、利用者大体80%ぐらいのかなりの、日中の時間帯とかは比較的混んでいるというお示しがありました。ほかの委員からもあったように、私も確かに混んでいるなという印象を受けますけれども、あと施設の回遊性、どうしてももう少しアレンジ、少しやっぱり通路とか、私の利用者としての印象では少し手狭だったり、そういう回遊性とか何か考えられる余地があるのかなと思いはするんですが、市としてそこら辺どう思われていますか。

○次長兼市民活動支援課長 委員さん御指摘の御意見も踏まえまして、毎月指定管理者と定例会やっておりますので、通路も含め工夫できるところは取り組んでみたいと思います。以上です。

○上橋 指定管理者の協議、分かりました。今回候補となった共同事業体とかでももちろん審査をされて、この共同事業体は運用とか、そういう利用率、稼働率のことについて何かアイデア、改善とかの提言、示してきましたか。

○文化課長 文化課のほうで市民ギャラリーのほうを所管しておりますが、まだこれからの意見交換してできるかどうかの議論になるんですけども、市民ギャラリーの利用方法などを、スペースがやはり全体使うには1団体ではなかなか広いという意見も幾つかいただいていますので、半分の貸出しというような形のものが料金を下げてできるのかどうか、その提案を受けて今内部で検討しているところで、できるかできないか、これからなんですけども、いろんなアイデアを受けながら利用方法とか利用率の向上に努めていきたいというふうには考えております。以上です。

○上橋 御答弁ありがとうございます。今回選ばれた指定管理者も継続ですけど、そういうアイデア出してきているということで、少し利用率の向上もあるし、アイデアが出てきているということで、ありがとうございます。見守っていきたいと思います。

あともう一つ、市が指定管理者に望むもの及び柏市がパレット柏がどういう施設になってほしいかというビジョンをお示してください。

○次長兼市民活動支援課長 まずは、六次総にもございます柏に関わる一人一人が思いを実現できるまちということを掲げまして、私ども指定管理者と共に、立地のよい場所ですので、市民が集い、活動して、さらに交流し、連携する場所、それから先ほどギャラリーの話もありましたけども、芸術の発表、また鑑賞の場として利用者ニーズにさらに応えられるようにサービスの向上を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○上橋 御答弁ありがとうございます。それでは、市のよい施設になっていくようにもちろん職員の方頑張っておられると思いますし、引き続き頑張ってください

たいと思います。以上です。ありがとうございます。

○古川 9号の市民交流センターなんですけど、そもそもこれ設置目的は何ですか、この公共施設の。

○次長兼市民活動支援課長 まず、条例にも目的として書かれております、多くの市民が集い、活動し、交流し、及び連携し、並びに芸術の発表、鑑賞をすることができる場所として協働のまちづくりを推進するとともに、文化の向上、福祉の増進に寄与するための施設として設置しているという目的でございます。以上です。

○古川 ちょっと細かい話ですけど、それは複合施設ですよ、1条に書いた。私市民交流センターについて聞いたんですよ。第3条になりますけど、今の第1条はこれ複合施設としてという話ですから、だから今のお話を聞いていても、やっぱりいろんな施設がそこに集まって、単に場所を集約するだけじゃなくて、要はプラスサムの効果を生み出していきましょうとってそもそもパレット柏つくったはずなんですよ。その中に市民交流施設があったり、国際交流センターがあったり、市民ギャラリーがあったり、あとは男女共同参画センター、条例上はそういうふうになっていますけど、そこがただただ場所が集約されるんじゃないくて、何かもっと新しいものを複合してつくっていきましょうとって、繰り返しになりますけど、この施設はつくられたはずなんですよ。それで、条例の3条に市民の主体的な活動を促進し、及び市民相互の交流を支援するために柏市民交流センターをここに置かって書いてあって、その中にミーティングルーム、多目的スペース、オープンスペース、コワーキングスペース、この4つが施設ですというふうに書いてあるんですね。もっと言うと、パレット柏の市民交流センターのサイトにはどういうことが書かれていますか。条例上は、そういうふうに書いていますけど。

○次長兼市民活動支援課長 すみません。ちょっとすぐ確認できないんで、後ほど申します。

○古川 柏市民交流センター、これパレット柏のところのホームページに書いてあるんですけど、市民の主体的な活動を促進し、及び市民相互の交流を支援するための施設ですって書いてあるんですよ。その次に、ちょっと長いですが、すみません、読みますが、市民が集い、活動し、交流する場イコール市民活動のプラットフォームをコンセプトに市民協働、市民交流の新しい形を発信します。地域を構成する様々な主体の自主的な活動を支援し、主体同士の交流と連携を促進する協働のまちづくりの拠点ですって書いてあるんですよ。これが条例上、もしくはホームページでパレット柏というより市民交流スペースがこういう目的で設置をされている公の施設ですって書いてあるんですけど、この目的に沿ってどれぐらい今この施設は活動に寄与していますか。

○次長兼市民活動支援課長 今委員さんおっしゃることもごもっともで、設置目的もそうなんですけど、今指定管理者と定例会もやっておりますが、ここがやっぱり毎回課題となっております。なかなか連携とか、市民交流活動団体の支援は十分やっているんですけど、その団体同士の交流だったり、連携だったりというのはなか

なか進んでいないという状況ではあります。以上です。

○古川　そうすると、この選定審査評価表というのがあるじゃないですか。これに基本項目、管理運営能力、管理費用ということで選定基準、それぞれ条例第1条、第2条って書いてあるのは、これは指定管理の指定の要は選定の条例ですよ、これね。1条、ちょっと条文忘れちゃったけど。これはいいとして、その他、条例の第4条の第5号というのは、これ市長が別に定めるものということでたしか条例置いているんですよ。だから、今挙がっているような課題があるのであれば、このところにもう少し、柏市の方針及び施策等への理解と協力とか言うんじゃないかと、このところをしっかりとやってくれそうなどころがないのかなということ为例え評価基準に入れるとか、そういうふうにしていかないと、何か、別に私学生の皆さんがあそこで勉強しているのは全然悪いと思わないんですが、ただそもそもそれがあそこの施設を置く目的だったんですかということはあるですよ。本来はもっとほかに勉強スペースがあったほうがいいのか、これはまた別の話だし、これは教育委員会なのか、生涯学習なのか、こども部なのか分かんないですけど、そもそもどういう目的で置いているのかということ、それを実現するためにどういう指定管理者を選ぼうとしているかということがこの審査項目を見るとあまりよく分からなくて、そしてサービス向上の方策とか見ても、やっぱり私一番気になっているのはコワーキングスペースなんです。今どうなっているのか。市民の皆さんがあそこに要は住所を置いて、お金を払って使えるとか、市民の皆さんも個人でたしか時間貸しで使えるとあって、何かそういうふうにしていたと思うんですが、市民の皆さんの主体的な活動の拠点ということを考えれば、ミーティングルームとかも大事ですけど、やっぱりあそこがどうなっているのかなというのが実は一番気になっているんですね。サービスの向上とあって内容見ても、あんまりこのコワーキングに関するおぼしきところが出てこないから、ここに細かく書いたのが、これがそうだというのもしあればいいんですけども、何かそこを担当課の皆さんがしっかりと意識をしながら運営というか、指定管理者にお任せをしているわけですけど、少なくとも指定管理者を指定するにはどういうふうなそこを本来の設置目的に合わせるとか、もし設置目的が変わったのであれば、それは変わったという説明をしなくちゃいけないですから、そこをすごく私は気にしているんですけど、その辺りは今回どういう議論がされましたか。

○次長兼市民活動支援課長　本来の目的に沿った柏市の方針とか設置目的の施策の理解度とか、その辺は項目には入ってはいるんですけども、それは評価項目の中の一部でございまして、特にこれ課題の面ではなかなか達成されない部分でありまして、特にここに集中して選定委員会だったりとかで議論をしたという記憶はないんです。以上です。

○古川　副市長、どう思われますか。

○副市長　確かに選定委員会の中でもこちら側から、各団体の御登録とロッカー等も含めて御使用いただいているというのはすごく分かりますけど、やはりその団体

同士がつながるといふの具体的なプログラムがなかなか薄いよねということで、例えばイベント的に何かをするというようなことの御提案もありましたけども、具体的にじゃいつどうやるというのはなくて、ただそれを課題認識をちゃんとさせているの、市側もやはり団体同士のつながりができることである一定の課題が解決する、またはやりたいことがシナジーして何かができるというところのレベルにまだ上げ切れていないので、そこをしっかりとできる施設にするべきであるということと、御存じのようにかなり若干自習をする方の御利用がやっぱり増えてきていることで、団体がフリーで使えるというオープンスペースの部分のよさの部分少し学生たちの方々に使われる時間が長くなっていることで、隣同士で団体が打合せしていることで情報が聞き漏れてきたことで同じようなことやっているとか何かつながれるねというところを狙っている施設ではあるので、そういう部分では今時間を最大限何時間じゃなきゃ駄目とか、席取りをしちゃ駄目だとかという少しちょっと学生たちに向けてのルールをうまく運用しながらやってはいるので、具体的にじゃ今、今後これが今回の指定管理者によって達成できるというのはないですけども、ただ課題として認識していて、そういうイベント打っていきますというところでは共有ができていますので、そこを次の指定期間の中でしっかりとその課題を解決してもらえよう市としても確認をしていきますし、市と一緒に仕掛けることで何かつながるのであれば、そういうのをやっていきたいというふうに思っているというところでございます。以上です。

○古川 しっかりとやってください。

○永山 よろしくお願ひします、主に9号についてなんですけど、指定管理者制度そのものに私は反対しているわけではないのですが、今古川委員からも一部ありましたが、市民との協働とか市民の交流支援ということが目的であることを踏まえると、この施設は指定管理ではなく直営でやるべきだということを言っている人がうちの会派にもおられますが、ちょっとそれについての、それを上回るメリットとかそれに対してどう思っているかということをお伺ひします。

○次長兼市民活動支援課長 それを上回る理由になるかどうかちょっと分かりませんが、民間企業の専門性とか技術、知識の下にやっぱり行政よりは質の高いサービスを市民に提供できるんじゃないかと。それから、アンケートでも見てみますけども、非常に満足度が高いということで、行政がやるよりも利用者の満足度の向上にはつながっているんじゃないかと。それから、経費削減の面で柔軟な人員配置なんかも行政ができない面では可能でございますので、その辺も大変効果があるというふうには認識しております。以上です。

○永山 行政よりはとって、行政よりはいいサービスが提供できるんじゃないかということだったんですけど、今お話もありましたが、なかなか協働ということに課題があると。それに対してのなかなか解決策も見いだせていない、提案もちょっとどうなのかという中で、いま一度この施設の指定管理ということについては根底から考えなきゃいけないと思っております。その上で、これ8号にも9号にもかか

るんですが、すみません、今指定管理をもしかしたら取り消す、取り消さないというのがほかの議案で出ていることも踏まえて、今回これがもし仮に万が一否決をした場合どういう事態になるのかということをお知らせください。

○共生・交流推進センター所長　ちょっとそこは正直言って考えたくはないというのが正直な感想ではあるんですが、真っ先に考えられるのはやはり団体が持つノウハウが生かせなくなるということからすると、市民のサービスのちょっと低下というのが考えられるのかなというふうには考えております。あとは、直営で実施することによって経費の増大とかというのが見込まれると考えております。以上でございます。

○次長兼市民活動支援課長　9号のほうですけども、指定管理者に代わるものとしては直営でやるしかないということなんですけども、これまで指定管理者が積み上げてきた事業の実績とか経験とかノウハウは非常にこちらでも期待しているもので、参加率も非常に高くて人気のある講座とかも展開していただいておりますので、そこら辺は市民に提供できなくなるというデメリットが想定されるというふうに思っております。以上です。

○永山　率直に御回答いただきまして。ありがとうございます。ただ、一方でやっぱりノウハウというのは指定管理者が運営団体というんですか、管理者が替わったとしてもそれはしっかり柏市がやっぱり責任を持って、最終責任者は柏市だと思いますので、そこはノウハウというのはしっかり引き継げるような体制を取っておかないといけないのかなと思いますし、8号はちょっと考えにくいんですが、一般企業があした潰れてしまうということは十分にというか、可能性としてはあり得る話なので、そこを今後仮に指定管理をした団体に万が一のことが起こった場合の対応というの、かなり今回の別の議案を見ているとすったもんだしているということをお考えすると、そこももう少し考えていかないと、ノウハウを全部民間のほうに積み上げていって、いなくなっちゃったら手元に何もノウハウが残っていない、これ要は固定化している。少し悪い言い方をすれば既得権益化しているという表現も別に私は間違っていない状況だと思いますので、先ほどの議論でもあったやっぱり市民との協働、そして市民同士の交流ということをお考えた上で、いま一度ちょっとこの交流センターについては御検討いただきたいなというのが私ないし私たちの考えでございます。以上です。

○松本　8号、9号それぞれこれまでの5年間の指定管理に対する評価をお示しくください。

○共生・交流推進センター所長　国際交流センターにつきましては、これまで市民の国際理解ですとか多文化共生というところをやってきていただいて、一定の評価ができるかと考えております。以上でございます。

○次長兼市民活動支援課長　先ほど繰り返しになりますけども、企画する事業が非常に好評ということで、それは年に数回利用者も大変多くなっていると。それから、来館者数も増えている、利用者も増えてきているということで、柏のにぎわいを保

つ上ではすごく効果のある実績をされているというふうには評価しております。それから、今の管理者は3期目に入ろうとはするんですが、経験を踏まえた危機管理体制とか人員配置なんかもアンケートからすると利用者から満足が非常に高いアンケート結果になっていますので、高評価ということで今認識しております。以上です。

○委員長 文化課長、ありますか。

○文化課長 市民ギャラリーのほうで考えますと、やはり柏市の職員としては美術系の学芸員がいない中で、指定管理者のほうで美術系の学芸員を配置いただいて、市民団体が展示する際にきめ細かな展示の手法をお伝えしてアドバイスを送ったり、市がそういった面で利用者からも好評を得ていますので、指定管理者のメリットが大きいものというふうに考えております。以上です。

○松本 おおむね妥当だという評価だと思います。私もそのように認識しております。9号についてなんですが、先ほど申しましたけれども、やはり本来目的が達成されなくなりつつあるような混雑具合になっております。混雑緩和については、どのような提案があったんでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 事業者の提案では、さらに稼働率を上げるという提案はあったんですが、混雑しているという、解消するという提案は特になかったと記憶しております。以上です。

○松本 そうすると、これからもせつかくパレットに行っても席に座れない、場所が全く空いていないというようなことが起こり得るかと思います。非常に大きな機会損失ですし、そもそも入れないのでは交流にもなりませんので、そこは改善していただきたいと思います。勉強スペースでないというところはあるのですが、ただ絶対にしてはいけないのは学生を排除することです。それは絶対していただきたくないと考えているんですけれども、いかがでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 今の現在の利用はこのまま維持できるように、さらに拡大できるようにスペースの有効活用は早速指定管理者と協議して、工夫してまいりたいというふうに考えております。

○松本 予想以上に様々な利用がされているというところで、うれしい誤算でもあるわけです。ただ、かなり限界に来ていますので、やはり第2パレット柏が必要であるというところが重要です。恐らく新中央図書館にはそのようなフリースペース設けられると思うんですけれども、そんな駅前の1等地の最新のビルにある必要はないわけです。だから、今ある柏駅前の空きビルの3階、4階で、エレベーターなくてもいいですから、低い予算で確保できるようなところ設けて、そういったところに学習スペースとして誘導していくのが一番妥当なのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 先ほどの議案でもお答えしたとおり、スペースが足りていないという現状を踏まえまして、関係部署と意見交換を進めてまいりたいと思います。以上です。

○松本 そごうの跡地の1等地だと家賃もすごく高いですので、そういったところを利用する必要はないわけですよ。比較的健康的で遠くまで歩けそうな方たちが来ることを想定していますので、階段でも3階、4階上がれますので、低い予算で常にやっていただきたいと思います。

先日総務市民委員会で倉敷市に行きました。私は、委員会視察は廃止すべきだということを申し上げているんですけど、私も参加しました。その中であちてらす倉敷という施設があって、興味深かったんで、私は一人で行って来ました。あちてらす倉敷では非常に細長くて、非常に使いにくいスペースがあります。そこは、会議室には到底使えないようなスペースなんですけど、そこを居場所として使っておりまして、学生さんが勉強していたりとか、ちょっと散歩中の方が休憩したりといった、そういったスペースに使えています。ですので、しっかりとした、大型の施設をしっかりと造っていくということではなくて、今ある使いにくいようなスペースでも十分学習スペースとして活用できますので、こういった事例を探していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 有効的に使えるスペースも含めて、ちょっと関係部署と協議進めてまいります。以上です。

○市民活動支援課統括リーダー 先ほどからのお話の中で、オープンスペースで大勢の方がいらした場合には当日ミーティングルームを半額にするというような御案内を差し上げ、少しでも多くの方に利用していただくような工夫も行ってまいりますので、以上です。

○委員長 部長、どうぞ。（私語する者あり）そうですね。よろしいですか。

○渡部 8号、9号にちょっと共通するんですけども、先ほど賃借料の話がありました、債務負担行為で。この賃借料というのは、指定管理料とは全くリンクをしないという認識でよろしいでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 別なものでございます。以上です。

○渡部 では、8号のほうから伺いたいんですけども、ここの職員体制はどうなっているのか。職員体制の例えば前回との比較。それと、評価点がありますけど、その評価点についてと、あと指定管理料について前回とのちょっと比較を知りたいので、教えてください。

○共生・交流推進センター所長 人員の件なんですけど、人員につきましては事務員5名体制でやっております。それにつきましては、次回ということですか、についても変わりはございませんが、ちょっと時間数ですか、勤務日数を増加したという結果はございます。あとは、前回との比較ということであると、評点ということではございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）特に評価の項目につきましては大きくは変えていない状況ではございますが、ただこちらとして重視したい事項につきましては配点を見直す等して、評価を行っているところでございます。以上でございます。

○渡部 最終的な何点だったのかというのが、今回は351点、6,830万、それが前回

の資料がないものですから、前回との比較でどうだったのかということをおまじつと伺いたかったんです。

○共生・交流推進センター所長 予算額につきましては、前回ですと大体5,000万程度だったと思います。今回につきましては6,800万円ということになっております。以上でございます。

○渡部 指定管理料は、当然上がるんじゃないかなと思います。それで、これまでも議会本会議なんかでも議論になってはいますけども、やはり外国人の方って確実に増えているわけですね。そうすると、ここの果たす役割というのは、ますます重要になってきますし、私もちょっと心配するのはやっぱり昨今の排外主義的な動きなんですね。誤解があったり、あと異なる文化に対する理解とか、ここが果たしていく役割というの多いんじゃないかなと思います。今職員体制については、日数は延びるけれども、職員体制は一緒ということで、じゃ国際理解の啓発ですとか、例えば在住外国人への支援、外国人の方が柏市で安全に安心してというか、生活を送るための支援のところでは今回の変化、今回その辺で何か変化はあるでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 外国人支援につきましては、こちら国際交流センターのみならず、市のほうの窓口等でもやっております。市の手続につきましては、市のほうの窓口のほうで通訳ですとか、そういった対応、外国人相談窓口ということで設けてやっているとござります。こちらの指定管理者につきましては、外国人無料相談ですとか、あとは今ちょっと検討中という話で御提案いただいたものにつきましては、通訳の外への同行支援といったようなものも提案いただいているような状況でございます。以上です。

○渡部 相談体制なんかも当然強化すべきことだと思うんですけども、職員の体制の中で今の通訳の方の同行ですとか相談体制というのがこれまで以上に充実するような中身に、提案になっているのでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 法律相談につきましては、現状維持というところであるんですけども、通訳のほうにつきましては今回新規ということで御提案いただいているところがございます。あと、すみません、ちょっと追加で、先ほどの前回との評点の比較ということなんですけども、前回につきましては600点満点中426点ということになっております。以上でございます。

○渡部 そうすると、今の点数ですけども、何か随分低くなっているなという気がしまして、ちょっと心配になったりするんですけども……（私語する者あり）あれが違うんだ。

○共生・交流推進センター所長 おっしゃるとおりで、ベースとなる満点といえますか、今回500点満点中ということで、前は600点満点中ということになります。

○渡部 分かりました。ありがとうございます。先ほど他部署との連携というのがありました。多分ここに来るよりも、まず市民課の窓口って本当に外国人の方多く見かけます。そうすると、他部署からこちらに案内をしたり、応援を頼んだり、それがすぐに対応できるのかどうかということのも非常にちょっと心配なんですね。もち

ろん他部署と連携しようということをお考えだとは思いますが、それが場所的にも離れていますから、他部署との連携って具体的にどういうふうにするのかなくてちょっと心配になったりしているんですけども、何か工夫することとかありましたらお示してください。

○共生・交流推進センター所長 主には、行政窓口での御相談内容につきましては市のほうに、市の本庁舎3階のほうに設置されています外国人相談窓口のほうでお受けしているような状況でございます。窓口に来た方でそういった通訳とか支援が必要な方につきましては、そちらの窓口で実施しているというのが実情です。あとは、国際交流センターと連携するものがある、例えば法律相談ですとか、そういった事案があった場合にはそちらのほう御案内して、それぞれで対応するというような流れになっております。以上でございます。

○渡部 非常に増えている外国人に対して、ここが支援として本来だったらもっと力を発揮していただきたいところではないかと思いました。

次に、9号の市民交流センター、市民ギャラリーについてなんですけど、先ほど市民ギャラリーの貸出料、高いわけですね。なかなか気軽に使える料金ではないと思います。それで、半分にして安くというお話ありました。ただ、ここって入り口って1か所じゃないかと思うんですね。そうすると、半分にして一度に2つの団体が使うということはできないという理解でよろしいですか。半分にして、面積狭いから、その分安くするよということで、先ほど半分の貸出しというふうにおっしゃったんでしょうか。

○文化課長 まずは、今できるかどうかの検討段階で、できるということでの話じゃないんですけども、検討の中では、委員おっしゃるとおり、入り口が1つですので、入り口は1か所、手前の入り口から入って、手前の半分のスペースだけを例えば半額で貸し出す、奥は使わないという、そういう利用の方法ができないかを検討しております。

○渡部 動線上なかなか難しいのかなと思いますけれども、何かそこ工夫をして、2つの団体がかち合わないようにも使えれば、多分展示とか、そういうのだとすごく声が大きくなったりなんなりではなく、静かに鑑賞するというのもあると思うので、何か工夫はできないのかなとちょっと思いました。これは意見です。

それで、計画している企画の事業なんですけども、自主事業と提案事業があるというふうに伺いました。これは、比率としてはどういうふうになっているのでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 自主事業のほう令和6年で85件、提案事業は49件という割合でございます。以上です。

○渡部 大変多くの事業をやっているなと思いました。事業によっては、特に市民ギャラリーを使う事業の場合、仕込みに結構時間がかかるということあると思うんです。よく文化会館、アミューゼなんかだと、まず最初に企画をしてから3年、すごく超有名人だと5年かかるというふうにも聞いています。そうすると、そういった

スパンで見たときに、5年ごとに指定管理者が替わると計画をつくれな。例えば5年目だとそういう企画が実施できないとか、そういうことが起きてくるんではないかなと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○文化課長 今自主事業のほうはある程度任せているんですけども、提案事業のほうにつきましては5年間の間に2回という形で考えております。その2回は、5年間のうちの2年目と5年目に1度ずつ企画してもらおうようなことで考えております。

○渡部 指定管理がもし仮に替わったときそういった事業にももしかすると支障が出てくるのではないかということをやっと心配して、今質問しました。先ほど美術系の学芸員を1人ということでした。これは、今までも配置されていて、これからも1名が配置されるという理解でよろしいでしょうか。

○文化課長 先ほどの件、2年目と4年目でしたので、申し訳ありません、訂正させていただきます。

あと、学芸員のほうはこれまでも1期目から要望して配置しておりましたし、次の3期目のほうも1名要望しておりますし、先方からは1名配置しますというお答えをいただいております。以上です。

○渡部 こういった学芸員の方って1名で十分なんじゃないかな。ちょっと仕事の内容がよく分からないので、そういう専門的な知識を持っている方がそういう事業のときにももちろん必要だと思いますし、市民がギャラリーを使うときのアドバイスなんかもあるんじゃないかと思うんですね。この1名で十分でしょうか。

○文化課長 プロポーザルの選定のときにも、ちょっとどこまで話していいかは別ですけども、複数いたほうがいいということは提案者に対してもお話をしましたが、1名であるのであれば大きな企画展、なかなか1名でやり切れるものではないので、どのような会社としてバックアップ体制を取るかということをや質問させていただきました。内容に応じてほかの一般の事務の方、本社のほうからも応援体制を取りますというお答えをいただいた上で採点させていただきました。以上です。

○渡部 分かりました。人員の配置って非常に大事なと思います。

あと、いわゆる果実還元というのは今まではあったでしょうか。今回それも期待しているというところでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 今これ指定管理者3期目になろうとするんですが、1期目のときには果実還元がございました。金額は約600万程度で、施設の備品とか設備にそれは充当させていただいております。今回の提案では、総収入額が支出を上回った場合はこちらに果実還元をするという提案ございますので、もしありましたらこちらと協議の上、決めていきたいというふうに思っております。以上です。

○渡部 利用率の非常に高い施設なので、できたら利用料を安くしてほしいなとちょっと思ったりもしますけれども、ぜひ大いに利用されることには期待したいと思います。先ほど利用者のアンケートのこともちらっと出たのかなと思うんですけども、利用者に対するアンケートについてはどのような体制で取っているのでしょうか。

○市民活動支援課統括リーダー 年に2回実施しております。実施の期間としては

約3週間ほど期間を設けて、オープンスペースにアンケート用紙を置いた形で行っております。以上です。

○**渡部** 日常的な声というのは、もちろん別途聞いているのかなとは思いますが、もしょっちゅう利用する人もいれば、あるいは市民ギャラリーなどを年に1回しか使わないという方もいると思います。ですから、利用者の声というのは十分に聞く工夫をしてほしいなというふうに思っています。一つギャラリーを利用した方から控室に小さな冷蔵庫が入って、とても便利になったという話を聞きました。これは多分柏市が購入したのではなく、指定管理者が設置したものではないかなと思うんですけども、それは指定管理者のほうが利用者の声を聞いて、小さな冷蔵庫を控室に設置をしたということでしょうか。

○**文化課長** あれは7年、8年ほど前になりますが、利用者からの要望を受けまして、委員おっしゃるとおり、市ではなく指定管理者のほうで果実還元のほうを利用して控室に冷蔵庫を入れております。以上です。

○**林** これ指定管理、8号、9号併せて、実はほかの指定管理についても言えることなんですけども、やはり競争性がなかなか取れておりませんね。従来のところがあるまま1者しかないとか、あるいは今回やっと1者という、そういうような状況でございまして、競争性を高めることはやはり市民のサービスがさらに高まっていく、あるいは市の様々な政策をさらに充実させていくことにつながっていくと思いますが、何とか多くの方に、ほかの事業者にも賛同していただけるような、そういった提案を受けられるような体制ってどうなっていっていますか。

○**次長兼市民活動支援課長** 今回の説明会では参加団体9団体でいただきまして、応募団体では2団体ということで競争させていただいたという結果でございます。私どももより多くの事業者に参加していただくということで、30者程度営業に回ったという実績でございます。以上です。

○**林** 営業もあると。それは、評価できると思います。やはり5年に1度場合によっては替わる可能性があるということで、応募期間とか申請期間とあるんですが、その前にやはりこういったことがありますとか、そういったとこぜひオープンにどうか、お知らせしていただいて、競争性を高める努力をお願いしたいというふうに思います。私からは以上です。

○**委員長** ほかにありますか。——なければ質疑を終結いたします。  
これより採決いたします。

---

○**委員長** まず、議案第8号、指定管理者の指定について（柏市文化・交流複合施設（柏市国際交流センター））を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第9号、指定管理者の指定について（柏市文化・交流複合施設（柏市民交流センター及び柏市民ギャラリー））を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で第2区分の審査を終了します。

次に、第3区分の審査に入りますが、ちょっと休憩を挟みたいと思います。

午後 3時 2分休憩

○

午後 3時 12分開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長 質疑を続行いたします。

次は議案第3区分、議案第1号、柏市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、柏市職員分限条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、柏市特別職職員給与条例及び柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、柏市一般職職員給与条例等の一部を改正する条例の制定についての4議案を一括して議題といたします。

本4議案について質疑があれば、これを許します。

○永山 では、22号についてお伺いします。従前から様々な委員からこの一時金手当ですか、を審議会の対象にしてもよいのではないかという意見が出ておりますが、改めてそれについてのお考えをお示してください。

○給与厚生室長 特別職報酬審議会の諮問事項に期末手当が含まれていないことについての質問だということなんですけれども、柏市では条例で諮問事項を定められてまして、その中に期末手当を含んでいないということになっております。近隣市の状況を例規集で確認をしたところなんですけれども、その中ではやはり近隣市の状況でも期末手当を含んでいないところが多いような状況でございます。

○永山 ありがとうございます。でも、我孫子はたしか入っている、対象になっているんだと思います、一番近隣でいえば。逆に言うと条例を改正すれば審議の対象になるわけですから、条例を改正すればいいというふうに思うんですが、条例を改正しなくてもこのままでいいという根拠があれば教えてください。

○給与厚生室長 期末手当につきましては、委員のおっしゃるとおり、条例には定めておりませんで、このままでいいのかということでお尋ねなんですけれども、人事院勧告については増額分の改定もございまして、減額分の改定もございまして。報酬のほう増額の改定をするときには報酬審議会を必ず開催するというようなことで行ってまいりましたけれども、減額するときには必ずしも審議会を開催する必要がないのかなというところがございます。減額の場合ですと、期末手当の月数で示され

るというような傾向があるものですから、これまで期末手当そのものが給料や報酬の額、それから退職手当といったように諮問対象となっているほかのものと比べてそんなに多額ではないというようなことも一つあるのかなというところでございますが、現時点ではこのような条例の認識でございます。以上です。

○永山 ありがとうございます。あと、実際に、今のお考えも理解はさせていただきました。実際にこれをじゃ条例改正して、一時金というか、手当を対象にするとなった場合に審議会を開催する回数がそれだけ増えるわけですから、例えば職員さんの負担とか委員に払わなきゃいけない報酬の支出が増えるとか、そういう実務面での負担増もあるかと思いますが、例えば職員さんの負担、部長も出なきゃいけないんですよね、審議会。って考えると、ちょっとその辺の負担感をお示しできる範囲でお知らせください。

○給与厚生室長 職員の負担感についてお尋ねいただいたものとの認識でございます。自治体によって対応の方法は違うと思うんですけども、柏市のほうは一般職に準ずるやり方でこれまでも特別職の報酬等審議会で答申等を頂戴してまいったような経緯がございますので、スケジュール的に人事院勧告が8月の下旬に出してから人事院勧告の状況や近隣市の状況なども踏まえまして、開催するかどうかを決めて、その上で柏市の場合は審議会委員を常設で委嘱をしていないので、委嘱する方を選んで、委嘱をして、それから令和5年の例でいくと当初の例では3回の審議会を11月議会の提案までに行うというところで、どちらかというところ負担がというようなところよりはやはり時系列上のところで少し大変なところがあるかなというところが実感でございます。以上です。

○永山 ありがとうございます。審議委員に払う報酬の部分の回答がちょっと漏れていたと思うんですが、どうでしょうか。

○給与厚生室長 審議会委員は、1回につき8,000円を支払っております。以上です。

○永山 そうすると、9人でしたっけ、定員が。

○給与厚生室長 令和5年の開催の際には10人を委嘱しまして、うち公募委員1名でございました。以上です。

○永山 ありがとうございます。費用感は当然支出は増えるにしても、やっぱりスケジュール感とかというところがかなり課題だなということは把握をさせていただきました。すみません。以上です。

○渡部 じゃ、1号の行政組織から伺いたいと思います。何となく毎年何かしら変わっているような気がして、資料請求で資料を頂きました。過去10年間ですか、振り返っていただいたわけですが、行政組織が変わらなかった年はないという理解でよろしいでしょうか。

○次長兼経営戦略課長 すみません。過去のことを調べてございませんで、資料提供させていただいたところについての変更をお示しさせていただきました。御質問で毎年するのかという趣旨ですので、私のこれまでの見解ということでお話しさせていただけると、やはり制度改正があるとどうしても組織は変える必要があるか

というところがございます。ですので、それが1点、もう一つは目的を持って強化したい施策、それがあればやはり組織変更、もしくは名称改正というところもあるかと思えます。あと、組織の人員で、やはり人員が多過ぎるとかいうところの差配で課を割るといった扱いもあるかと思えます。ですので、そのときには、やはり名称改正というのが必要になってくるんだらうというふうに認識しております。以上です。

○渡部 年によって大きく改正されたときと軽微な改正のときといろいろありますけれども、もちろん制度の改正に伴うものというのは理解するんですけども、名称ですとか部の中の課が異動したりって、あまり改正にならないほうが、市民から見ると非常に分かりにくいなって思ったりすると思えます。今回横文字を多用しているわけですけども、もっと分かりやすく、市民が見て何をやる課なのかということが一目で分かるような名称って必要だと思っているんです。それで、他自治体、近隣市なんか調べてみますと、決して横文字そんなに多用していないんですね。いいところコミュニティだとかスポーツだとかマーケティングというものもありました。だけど、アセットマネジメント、これ直訳すれば資産管理ですか。資産運用、管理ですかね。市民がこれ分かるかなということを非常に心配しました。あえて横文字になると何をやりたいのかが分かりにくくて、それででも何かすごいことやるのかなみたいな期待感があったり、そういう横文字にすると分かりにくくなってしまいうということがあるんじゃないかと思うんですけども、この名称を横文字、しかも長い横文字にするということで、内部ではもっと分かりやすいように、組織を改編しても課の名称についてはもっと分かりやすくというような議論はなかったんでしょうか。

○次長兼経営戦略課長 委員御指摘のとおり、片仮名にすることによってやはり市民の方々に課を、その名前を一目で組織の中で何をしているかというのは分かりにくいんじゃないかというような議論も当然ございました。委員のほうでもちょっと触れていただきましたけども、やはり新しい発想とか変革への展望を起草しやすいというメリットもあるのかなというところも確かに議論としてもありました。本会議場でもお話しさせていただきましたけども、やはり企業なんかでは経営分野では使われている言葉なのかなというところで、ただそうはいつでも市民の方々にはなじみが薄い言葉でもあるなというところは当然認識がございます。ですので、私どものほうでは市民の皆様はこの名前が浸透するようにやはり結果を出していかなくちゃいけないのかなというところがございます。ですので、今回についてそういった点ではやはり新しい取組と先ほど私のほうで答弁させていただきました目的の強化というところでの課名変更及び課の新設というところでございます。以上です。

○渡部 今あったように、やっぱり企業のそれは考え、業界用語。行政ってやっぱり民間企業とは違うわけですから、その辺が非常にどうなのかなと思っています。それで、市民に対する周知、それは広報とか、本会議でもちょっと出ていましたけれども、これ市民に対する周知でその課がどんな内容なのかということ例えば広

報で一回何かで発表するということの周知なんですか。

○次長兼経営戦略課長 1回限りかどうかというところではないんですが、この課で何をやっているかというところはやはりアナウンスする必要があるのかなというところでございます。ですので、私どものほうの、例えば今回の政策イノベーション課というところでは、やはり第六次総合計画を担っていると。そこで進捗管理を行っていきますといったところでのアナウンスをするというところでは、政策イノベーション課というものをやはり大々的に周知するところでホームページというものを利用させていただこうというところは考えてございます。以上です。

○渡部 何となく市民から離れていってしまっているような印象も実は持っています。浸透するようになって、浸透するのかなという疑問もちょっと持っています。あと、執務室、部屋、それも結構変わるんじゃないかなと思うんですけども、部屋の変更というのは結構大幅な変更が今回あるのでしょうか。

○次長兼経営戦略課長 今回御案内しているところが実際には今回の組織改編では企画部、市民生活部、総務部というところで組織改編案を提示させていただいております。それで、企画部については、共生・交流推進センターを共生・交流推進課として市民生活部に異動します。こちらについては、先ほど区分2のほうでも議論ございましたけども、こちらパレットのほうに移設するという案も今のところございます。ですので、そういったところでは、新しい課が1つ増えますけども、執務室の確保というのは特に影響ないのかなというところでございます。以上です。

○渡部 組織が変わると多分電話番号なんかも変わってくるんだと思うんですね。市民によっては代表にかけるのではなくて、今までなじんでいた直通番号にかける市民もいるんですね。そうすると、大きな組織の変更があったときにその課がなくなっていたり、課の名称が違ったりして戸惑う場合もあるんです。電話番号についても私は非常に注意しなければならないなと思っているんですけども、その辺で何か配慮をすとか工夫をすとか必要ではないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○次長兼経営戦略課長 今いただきました電話番号の件なんですけども、課名が変わったところがそのまま番号引き継ぐというのは、やはり混乱を避けるために必要なのかなと思います。新たな課につきましては、やはり御案内する方法を検討しなければならぬかなって思っております。以上です。

○渡部 1号については、横文字については非常に疑問を持っていますが、中身そのもので反対をするまではちょっと理解が進んでいないので賛成はしますが、市民から見てやはり分かりやすい名称、ほかの課もそうなんですけども、他市なんか見ると一目でそこが何をやる課なのかというのを分かるような工夫をしている自治体もありますので、そういうところはぜひ参考にさせていただきたいなというふうに思います。

それと、次に順番からいうと21号ですか、21号の職員の分限条例なんです。これは、次の23号とも大きく関わるとは思いますけども、号がちょっと分かれているの

で、まず分限条例について幾つか質問したいと思います。これまで柏市が分限の処分をやった例というのはあるのでしょうか。あれば、どのような処分があったのでしょうか。

○人事課長 過去に分限条例というか、分限処分を行ったことあるかということなんですけれども、通常よくあるのが病気による休職は年間恒常的にございます。今回人事給与制度の見直しということで、そういったところに当てはまるような、病気とかじゃなくて降格とか降任とか免職とかという事例では、そんなに多くはないんですけれども、過去に職員が全然出勤してこなくなったりして、なかなか連絡がつかないとか、それで出勤できない状態になって、分限で免職を行った、そういうような事例が、そんなにしょっちゅうはない、数年に1回というか、直近では何年か前に1件あったと記憶しています。以上です。

○渡部 今回休職のほうはまだ分かるんですけれども、降給、これはなかなか厳しいなとちょっと思っています。それで、他市なども降給について条例で定めている市というのは近隣市なんかでもあるのでしょうか。

○人事課長 こういった人事評価の結果を分限に活用するというのは、地方公務員法の原則として、国からも毎年のようにきちんと活用することというような案内が、通知が出ておりました。今回柏市においてはこういった降任とかが伴わない範囲で昇給の抑制とか、そういったところにはこれまでも人事評価は反映してはいたけれども、今回もう一步踏み込んで、こういった仕組みを整えるということで、国においても調査しております。市町村の状況とか都道府県とか調査しているんですけれども、分限について根拠規定が整備されている自治体というのが都道府県と指定都市は100%、市町村は約8割ということ、全体として約8割になっております。柏市も今回このような規定を整備することで、その8割の中に入れていくという形になります。以上です。

○渡部 23号のほうにも絡むんですけれども、人事評価についてなんです。結局人事評価が職員のやる気を起こさせるのか、それとも萎縮させてしまうのかって非常に難しいところあると思います。それで、処分が曖昧になってはならないと思いますし、市の裁量権を逸脱してはならないと思うんです。そうすると、勤務実績の例えば不良ですとか適格性の欠如などの場合、非常に抽象的な、曖昧な評価になってしまうと思うんですけれども、そういう曖昧な評価にならないような、何か柏市としてこういうところは気をつけているということあるのでしょうか。

○人事課長 人事評価につきましては、従前からやっぱり昇給とか昇格に行きそうになるということで課題認識がございまして、それで見直しを図ってきております。分かりやすいところでは、評価結果を開示すること、その開示の範囲も少しずつ広げていくですとか、あとはきちんと面談をして、特に低い評価が続く人についてはどこがそういった原因なのか、来年どういった改善を図ればいいのか、そういった面談を行うこと、あとは少し変わったところだと多面評価といって、部下が上司を評価して、その上司、さらに上司がそれを参考にできること、そういったところを進

めてきております。そのような形で今後も評価の開示の仕方をさらに充実できるかとか、あとは分限を適用するに当たってはきちんと複数年の評価を見て、あと場合によっては配置転換とかも行いながら慎重に、さらに本当に適用する場合にはきちんと必要に応じて弁護士の意見を聞くとか、そういった慎重な手順は踏んでいきたいと考えております。以上です。

○**渡部** もともとこの分限処分については、私ども今回の柏市の改正については反対の立場です。それで、例えば今配置転換ってありました。あとは、研修を講じるですとか、いろいろな対策って取れるんじゃないかなと思うんですね。そういうような十分な対策を取っていただきたいなというふうに思いますし、公務員の仕事って、ほかもそうですけども、1人の人が、自分が突出すればいいということではなくて、やっぱりチームワークで仕事をするものだというふうに思うんですね。チームワークが本当にこういう柏市の改正によって、あと23号もそうなんですけれども、本当に市民のためによりよい仕事をしていこうというふうに職員同士がチームワークを取ってやれるような職場になるのかということを非常に心配しています。上司の顔色をうかがうですとか、自分の成績を上げるということを目的にしたりすると、それは市民全体の奉仕者ではなく、そういう組織の中で自分が出世をするというか、そういうことにつながってしまいはしないか、あといろいろな評価でやる気をなくしてしまうんじゃないかということを非常に心配します。それで、公務員の分限処分については、不服がある場合は人事院に審査請求ができると思います。これまで審査請求に至ったケースというのは、柏市ではあるでしょうか。

○**人事課長** 一般的には公平委員会にまず不服ということで手続していくということになると思うんですけども、あまり細かい内容の説明はちょっと個人的な話になるんでできないんですが、柏市においても過去にそういった公平委員会に懲戒処分の不服ですとか、あと人事評価の結果に対して不服ということで、そういった手続に乗ったという事例は、毎年というわけじゃないですけども、数年に1回ぐらい私の記憶にございます。以上です。

○**渡部** やはり成績不良の職員って成績不良の評価に対して非常に曖昧さが残るなと思います。23号についても、分限処分については反対なんですけど、23号はそれも含んでいるわけですね。ただ、職員の給与の引上げもあるので、総合的に判断して23号には賛成はいたしますが、やはり柏市の職場として職員の方が働きやすいと思えるような職場に本当にしていただきたいなと思います。

それで、22号についてなんですけども、今回国会のほうでは5万円の引上げというのは撤回されました。それで、今回いろいろニュースとか見ていると、特別職と議員に関しては人勧にのっとらない、人勧のとおりではなく、引上げを見送ったという自治体も今回は随分あるなというふうに思っています。県では静岡県がそうだったかなと思うんですけども、柏市のほうとして特別職、議員について今回引上げを行わなかったという自治体の把握はされているでしょうか。

○**給与厚生室長** 近隣についてお尋ねしておりますので、近隣では人勧のとおり実

施するということが多いたというようなことで聞いております。以上です。

○渡部 最終的にどうなったかあれなんですけど、幾つかの自治体は財政難を理由に議員の例えばボーナスの引上げを凍結、静岡県議会でもたしか議論になっていたと思います。最終的にちょっとどうなったかというのは確認していませんけども、一般職の給与については認めますけれども、特別職と議員についてはやはり議会の側でも財政的なこと、あと市民の生活の困難な状況とか見て、その分の費用を別な政策に回すべきではないかという立場で私どもは反対をいたします。意見表明になりましたが、以上です。

○松本 行政組織条例です。にわかにはよく分からないような不思議な課名になっていますが、これは何なんですか。政策イノベーション課とアセットマネジメント課は何をやる部署なのか全く想像できないと思いますが、問題意識をお示してください。

○次長兼経営戦略課長 政策イノベーション課につきましては、今までもやってきてはあったんですけども、主要施策で質的な向上を高めるということで、データ分析室のデータ分析の分野を取り込んで政策立案をするということで、やはり質の向上を目指すものとして考えてございます。課名については、先ほども御答弁させていただきましたけども、こちらのほうは私どものほうでやっぱり結果を出していかないとなかなか御理解もいただけないのかなというところでございます。続いて、アセットマネジメント課ということなんですけども、こちらまさに今回の組織改編の私どものほうとすれば大きな目的でございまして、第六次総合計画を進めるに当たりましては市が持っています資産、データも含む資産でございまして、こちらのほうを活用しまして、今後の公共施設の更新をどのように進めていくかというところをこのアセットマネジメント課という課名のところでやはりこちらのほうグリップしていくというところが目的でございます。以上です。

○松本 業務の統合については、一切議論していません。名称だけ議論しています。どのような考え方で業務を割り振っているのか、それはお任せしたいと思います。ただ、今の説明でも政策イノベーション課という名前にする必然性は全くないですし、アセットマネジメント課の説明にもなっていないです。この名称について説明してください。

○次長兼経営戦略課長 先ほども御答弁させていただきましたけども、経営、企業の発想というところもやっぱりございました。ただ、やはり委員おっしゃっていただいたとおり、こちらのほう伝わりにくいんじゃないかというような意見もありました。ですんで、私どものほうとすれば、これが本当に正解なのかということで御質問だと思いますけども、こちらはやはり結果を出していくしかないのかなというところでございます。

○松本 この政策イノベーション課の説明になっていないんですね。アセットマネジメント課も説明になっていません。これは、結局課名とやっていることが違うということは今認めたということなんですか。いかがですか。

○次長兼経営戦略課長 この言葉の意味としては、私どもとすれば時代の変化というものの捉えまして、やはり社会や地域に新たな価値をもたらす政策をつくり出すということを目的にこの課名を選んだというところでございます。これは、政策イノベーション課のほうでございまして、アセットマネジメントのほうにつきましては、やはり私も先ほどお話しさせていただきましたけども、市が保有する公共施設ですとか資産の価値、こちらを把握いたしまして、将来にわたって持続的な行政運営を目指す、そういう取組をする課ということで思いを込めて、アセットマネジメント課ということでさせていただいたところです。以上です。

○松本 そうすると、この政策イノベーション課もアセットマネジメント課もやっている業務と課名は合致しているという認識なんですか、それともこれはずれているという認識なのか、そこをはっきりさせてください。

○次長兼経営戦略課長 合致しているというところでございます。

○松本 この課名について問題意識を持って、おかしいのではないかといった、そういうことを発言した職員というのはいなかったんでしょうか。

○次長兼経営戦略課長 いろんな意見もありましたので、やはりそれ意見がなかったということではございません。ただ、先ほど申しましたとおり、やはり思いを込めたものを表現したというところでございます。以上です。

○松本 あまり思いで課名を決められると、他市から問合せ来たりしても全然訳分からないのかなと思います。思いは思いで、現場で頑張っただけであればよいことであって、課名にこれを持ち込まれるというのは、その発想は非常に問題だと思えます。今後、今回は企画部関連ですけども、他の部署の名称変更でもまた訳分からないもん出てくるのかなというのは大変心配になってきます。やはり業務内容と課名はきちんと一致させていただかないといけないのかと思います。アセットマネジメントは、アセット、資産、マネジメント、管理なんで、資産管理なんですね。その結果、資産管理課はその名前使えなくなって、総務管財課に変わらざるを得ないという何かよく分からないことになっています。資産管理なんで、庁舎の外壁が壊れたとか、そういったこともあるわけなんですけど、庁舎の外壁が壊れたら補修はどこの課が所管するんですか。

○次長兼経営戦略課長 まさに管財の部分でございまして、やはり総務部が担うものとなってございます。以上です。

○松本 そしたら、別にアセットをマネジメントするわけではないんですね、アセットマネジメント課さんで。資産管理といいながら、資産管理をしないといいながら、資産管理をしないというよく分からないことになってくるわけなんですけど、これがやはり言葉が完全にずれているというところなんですね。この辺は、どのように整理されていますか。

○次長兼経営戦略課長 私どものほうの説明も足らなかったのかもしれないですけど、アセットというのは実際に保有する資産とか、資産そのものというものも含めますが、データということもアセットというふうに読み取れます。マネジメントに

つきましても、設定した目標に向かって組織を機能させることということもやはり一部あります。ですので、確かに資産を管理する資産管理課とアセットマネジメント課というのが伝わりにくいという御質問ですけど、そういったところも含めて今回この名称にしたというところでございます。以上です。

○松本 アセットマネジメントは、株式や債券や不動産などの資産の最適化、そういった文脈で使われることが多いです。取り組んでいる会社は、主に証券会社等が多いわけです。このような使われ方をしている言葉だということは御存じですか。

○次長兼経営戦略課長 すみません。私どものほうでは、証券会社がよく使っているかって言われて、その内容までは踏み込んで見ていませんが、実際にそういう経済分野で使われているということは承知しています。以上です。

○林 それでは、議案第1号、行政組織条例の改正について。今回たまたまというか、当委員会の関わるところが組織改編が行われるということで、毎年毎年様々な課が、名前あんまり変更ありませんけれども、組織変革がありまして、いつもちょっと私疑問というか、思っていたことが、この組織改編というのはトップダウンで行っているのか、それともボトムからこういう問題意識があって、こういうほうがいいという提案があって行われた。この組織改編が提案されるまでどういうふうな道筋があったのでしょうか、お聞かせください。

○次長兼経営戦略課長 先ほど渡部委員にも御答弁申し上げましたけども、組織変更を行うその動機というか、考え方としては、やはりまず第1に制度改正というのがございます。それは、今までやっていなかった分野について制度改正があって、新たに組み込まなければいけないといったときにはやはり組織改編というのは行うというところでございます。2つ目は、目的の強化でございます。それは、政策的にこれを強化したいという認識がある場合について、それは各部署から上がってくる場合もございますし、部局長もしくは市長も含む上層部からやはりそちらのほうの目的強化という指示もございます。ですので、それは、下からなのか上からなのかというところではなく、やはりそういった目的の強化というところを図るために組織変更という手段を取るということもございます。あと、職員を増加、もしくは職員を減少させる必要がある業務について組織改編を行いまして、組織を割るとか組織を統合するとかいう形を取る場合がございます。以上の3点が主にあるのかなというところでございます。以上です。

○林 全体感はそういうことかと思うんですが、例えば今回の場合はどういうふうな道筋があって、こういう形に決まったんでしょうか。

○次長兼経営戦略課長 今回は、実際に私どものほうで企画部から実際に着想してございます。具体的にどうしてかという御質問ですけども、今回につきましては第六次総合計画は今年度からスタートしております。その中で、第六次総合計画の中で行政資産、先ほど来申し上げておりますけども、老朽化が進んでいる施設等の更新、これをやはりやらなければならないと。ただ、そうはいつでも第六次総合計画の中では10年後に行政運営そのままいきますと基金が枯渇するというようなこともご

ざいます。ですので、やはりそこら辺をグリップするための組織が必要だという認識の下、発想したところでございます。以上です。

○**企画部長** 1点、すみません、ちょっと補足をさせていただきますと、まさに企画部から今回の改編案については提案をさせていただいたところです。公共施設の最適化に加えまして、当然更新に係る費用というところも莫大なものがかかってくると思います。そこで、まずひとつ最適化を図ろうということが目的の一つ。さらには、よく言うスクラップ・アンド・ビルドというところもありますけれども、今後膨らんできている行政サービスの見直しというところも少し考えていかなければならない。あと、職員配置におきまして、今後人口減少社会を迎えようとする中で、今のままの行政サービスを果たして維持していくのか、効率化を図れるところはきちんと効率化を図っていこうよと、そういったところを総合的にマネジメントするというような意味合いで新しい課を立ち上げようということで、まさに企画部から発案をさせていただいたところです。ですので、資産というところでいいますと、先ほど公共施設とデータという話もありましたけども、それだけではなくて、人的な部分も当然含まれるという認識でございます。以上です。

○**林** 分かりました。御答弁の趣旨を鑑みますと、企画部のアセットマネジメント課とか政策イノベーション課を中心とした考え方のような気がするというふうに私印象を受けました。そこで、総務部の総務管財課について、これは今の資産管理課から例えば包括外部監査とか統計業務、こちらに移管したというのはこれはどのような理由でしょうか、お聞かせください。

○**次長兼経営戦略課長** こちら総務管財課でございます。実際に先ほどお話ございましたけど、庁舎管理も、庁舎管理というのは警備ですとか、あと清掃、そういったところはやはり管財業務として認識しております。それとあと、やはり私どものほうで先ほど御案内したデータ分析室を改編するというので、データ分析の一部を政策イノベーション、あとアセットマネジメント、それに割り振ります。それは、データ分析業務というものを割り振るものであって、あとはやはりデータ分析室の大きな役割の一つとして、今年度でいえば国勢調査等々の調査業務がございまして。こちらのほうについてやはり総合的に管理している部署が担うというのは他市等々、近隣市等々でも多うございまして、総務部が担ってございます。ですので、これを機にこちら総務部のほうに統計業務、あと包括外部等の業務を移管したというところでございます。以上です。

○**林** おおむね分かりましたけども、包括外部監査の業務をこちらに移管したというのはどうもいま一つ弱いというか、理由がよく理解できないんですが、ここについてだけお聞かせください。

○**次長兼経営戦略課長** やはり包括外部監査ということで、実際に今までも企画のほうでこれは所管していたんですけども、今回行政改革についてアセットマネジメント課が担うというところで考えてございます。あわせて、先ほど来話ありました地方分権とか、あと総合管理計画業務とか、そういったものを企画部で担うという

ことで、実際にそういった分権ですとか行革とか、そういったのも企画部で担って、なおかつ包括外部で指摘されたものも企画部で担うとなると、自前のところで全て行うということになると、指摘されたものを自分たちでそこで改善というか、ことになるとということなので、企画部からやはり外すべきということで総務部に移管したというのが背景でございます。以上です。

○鈴木 お願いします。まず、議案第1号のところですが、名称に関しては片仮名ではなくて、もうちょっと分かりやすいふうに変えたほうがいいだろうというのが多くの議員の意見だと思いますので、再検討していただきたいというふうに思います。全体の議案に反対するわけではございません。組織を変えていきたいという気持ちも分かりますし、いいことだと、いい面もあるとは思いますが、ちょっと幾つかお聞きしたいんですが、まず1点目、統計業務を総務に移動するということになっておりますが、その目的は何でしょうか。

○次長兼経営戦略課長 先ほども御答弁いたしましたけども、今までもデータ分析室で統計業務というところで調査業務を担っていたというところも分かりにくさもあったんだらうということなんですけども、私どものほうでもやはりそこら辺を解消したいというところもあって、調査業務、各市、近隣市ですとか、そういったところも調べました。やはり総務部で担っているところも多うございましたので、今回については総務部のほうに移管したいというところで、こちら提案させていただいているというところでございます。以上です。

○鈴木 では、2点目、企画部に移す重要施策の企画及び調整並びにデータ分析室残るデータ分析室は12名であるが、総務に何人、企画に何人になるのでしょうか。

○次長兼経営戦略課長 一応定数としての所管は人事課になるものですから、細かい点は、すみません、あれなんですけども、実際に私どものほうでは一応企画部の政策イノベーション課にはデータ分析室の職員2名を考えてございます。また、アセットマネジメント課についても、やはりデータ分析室が2名ということで考えてございます。あと、データ分析室、要は調査系ですけども、4人で一応は考えてございます。ただ、こちらのほう定数の関係なんで、ちょっとあれですけども、一応そういう予定でございます。以上です。

○鈴木 DX推進課がこれまでのDX推進課、それからアセットマネジメント課、総務部包括外部監査の3部署に分かれるように見えるんですが、現在の18人はどのような人数で分かれるのでしょうか。

3個目違ったかな。ごめんなさい。3番目、これ総務管財課に移るのかな、包括外部監査じゃなくてね。すみません。

○次長兼経営戦略課長 すみません。恐らく名簿を御覧になっていませんか。

○鈴木 いや、名簿も含めて。DX推進課って大体18名ぐらいいるわけじゃないですか。それだけ3部署に分かれるような感じですよ、今回。本来の今までやってきた、DX推進課が……

○委員長 一問一答ですので。

○鈴木 ごめんなさい。1問ね、まだ。DX推進課でいろんなコンピューター機器の管理だとかやっている人たちもいたわけじゃないですか。その人たちが分かちやって大丈夫なのかなという心配を考えたわけです。

○次長兼経営戦略課長 すみません。18人というのは、恐らく育休等休みを取っている方もいらっしやって、その代替の職員もいるので、数字上、すみません、すぐお答えできなかったんですけども、DX推進課については私ども3人を動かすという予定では今のとこいます。実際にアセットマネジメント課に2名ということで今考えてございます。それとあと、DX推進課が担っておりました先ほど御質問ありました包括外部監査、こちらの分の職員1名を総務管財課のほうに動かすということで、3名動かすという予定ではございます。

○鈴木 じゃ、ほとんどはDX推進課は残るという感じなんですね。

○次長兼経営戦略課長 残ります。

○鈴木 分かりました。ありがとうございました。

では、次行きます。議案第21号、職員分限条例の改正ですが、改正の目的がよく分からないんですが、どなたかお願いいたします。

○人事課長 今回人事給与制度の見直しの大きな幾つかのメニューの中で、人事評価の結果をより人事、今回でいえば降任とか降給に活用していくという部分も目的の一つにございまして、それをきちんとできるようにするためには条例で定めなければいけないということで、今回給与条例と併せて改正の議案を上げさせていただきました。以上です。

○鈴木 分かりました。

では次、(3)、議案第22号、特別職、それから議員の一時金引上げの件ですが、何人かから出ておりますが、今回人事院勧告から引上げが出たよと。一般職を上げるとは全然問題ないと思うんですが、それに基づいて特別職と議員も一緒に上げましょうというのを考えたのはどこなんですか。給与厚生室なんですかね。

○給与厚生室長 議案のほうについては、提案については給与厚生室が所管でございます。

○鈴木 今まで人事院勧告に基づいて一時金を引き上げなかった年というのはありますか。ありますよね。

○給与厚生室長 引き上げなかったというと、直近ではコロナの関係のときに上げはなくて、逆に期末手当の一時金の月数の減を人事院勧告を受けて、人事院勧告のとおりに対応したというようなことでございます。以上です。

○鈴木 秋山市長の時代に人事院勧告に基づいて一般職は上げたけども、特別職、議員も上げなかったというときってなかったでしょうかね。

○給与厚生室長 ちょっと何年まで遡るかにもよるんですけども、ここ数年、コロナの前あたりのところで、コロナ禍に入る前ですね。前回の報酬審議会が令和5年、その前が平成29年ということで、コロナ禍の前に開催しておりますので、そのところで報酬の改定とかもやっているんですけども、そのぐらいまではちよっ

と遡って把握したんですけれども、大体人事院勧告どおりの対応だったかなというふうに記憶しております。以上です。

○鈴木 分かりました。特別職の上げることに對して市長は認めたというか、この議案でいくということ承認されたということによろしいんですね。

○給与厚生室長 委員のおっしゃるとおりです。以上です。

○鈴木 私としては、議員の一時金の引上げ、これは必要ないと思っておるんですが、考えてはいるんですが、それとやはり市民から見てどうなのかと。やっぱり審議会等で市民の方々が上げてもいいよって言うのであれば賛成はできるんですが、そうではなくて、給与厚生室が人事院勧告に基づいて上げますというふうに言われても市民がそれに対してどう思うのかということは何の反応もなく、これを賛成するのはちょっとしづらいなというふうに思っております。意見でした。

次行きます。議案23号、一般職員の給与条例の改正についてですが、基本的にこれは賛成の立場ではいるんですが、人事院勧告どおりであって、下がっているところはありますでしょうか。

○人事課長 令和7年の勧告に対しては、一部抑制している部分がございます。例えば5級職員、係長相当のベテラン職員について、あとそれ以上の管理職の部分について一部抑制をしております。さらに、8年4月に人事給与制度の見直しということで、もう一段給料表の見直しがありまして、そこでは先ほど申し上げた5級のベテラン、管理職ではないベテラン職員を国の給料表に沿うような形で、上のほうというんですか、より年齢が高い部分を国の給料表に合わせて落とすということをやります。あと、それと反対に4級というベテランに至る一步手前の中堅ぐらゐの係長相当職、係長よりちょっと下ですか、そういった職層については、逆に国より今まで低かったのが、国並みに引き上げたりします。あわせて、管理職はより昇格メリットを出すために、これは国がちょっと一步先にやっているんですけども、給与制度のアップデートとあって、例えば8級と9級が顕著なんですけど、級が変わると基本給の額がきちんと大きく変わるように重なりを減らすということもやっています。なので、すみません、ちょっと話長くなりましたが、5級のベテラン層について下げる部分というのが印象としては大きく捉えられるんじゃないかなと思っております。以上です。

○鈴木 5級の係長の職の人たち、一番頑張ってもらっている人たちのところを給与を上げないんですかね。下げるとこまでいくんですか。

○人事課長 今回は、令和7年分についてはもともとプラスの勧告が大きかったので、そこの一部抑制という形で、上がるは上がるんですけど、勧告より若干少ない上がり方をする。8年度の本格的な人事給与制度の見直しに関しては、5級ですとか、あと6級の一部で実際に給料月額を下げる部分が出てきます。組み合わせたりする必要があって、下げる分出るんですが、そこは現給保障、過去も、以前も、平成19年とか平成二十何年に給料表のマイナスとかやったことあるんですけども、それは全国的に勧告に基づいてやってきたものなんですけども、そういった場合にも一定

年数の現給保障というのをやっております、今回もそういった形で3年間の現給保障をすることで生活への影響を大きくしないような仕組みとしております。以上です。

○鈴木 4級で、今まで4級は低かったよと。そこで頑張ってやってきて、ようやく5級になったという係長になった人たちが上がりが少ない。令和8年度からはもしかしたら下がるというような体系になっているのではないかなと思うんですね。これから市役所の活動の中で一番頑張ってもらわなくちゃいけない若手というか、ベテラン級の人たちをしっかりとフォローしてやってほしいなど。本来だったらこの部分に関しては反対したいところでありましてけれども、全体で通すんで、賛成はしますが、ここに関してはちょっと異論があります。なるだけ下げない。国の基準に合わせるみたいな話なんです。国の基準より上がっていてもいいから、しっかり柏の職員の人に、皆さんに頑張ってもらうような給与体系にしてほしいなというふうに思います。

次、あと文言のどこちょっと分かんなかったんですが、義務教育学校特別手当で業務の困難性を考慮し、学級担任等に支給する手当の加算をするとともに、職務の給与及び号給に応じて手当額を引き上げる等の見直しを行うというふうに書いてあるんですが、これの中身をちょっと教えてほしいんですが。

○給与厚生室長 こちらなんですけれども、市立柏高校の教職員なんですけれども、こちら県立高校の状況に合わせて、県のほうに条件を合わせまして、一緒の条件で改正をしようとするものでございまして、学級担任等については月額3,000円等の改定を行うような1月1日からの改正を行おうとする内容になってございます。以上です。

○鈴木 これ義務教育学校とは関係ないですよ。義務教育等ですよ。

○給与厚生室長 委員のおっしゃるとおりです。等がついておりまして、柏市の場合は高校ということになります。以上です。

○鈴木 分かりました。

次は、義務教育職給料表3から5級とありますが、この対象者はそうなりと市立柏高校の方ということですか、これは。義務教育の先生方には関係ない。

○給与厚生室長 委員のおっしゃるとおりです。以上です。

○鈴木 (2)の人事給与制度の見直し、令和8年度実施分のイの給料表の改定の(イ)の給料月額改定のところで、4級を全体的に引き上げ、2、3、5、6級の一部を引き下げるといふふうに書いてありますが、この内容を説明してください。

○人事課長 先ほど御説明したところと同じなんですけれども、5級、ベテラン層の引下げ、ベテランの一步手前の4級は国に合わせて引上げ、2級、3級というのは、そこは実際に少し変えるところあるんですけども、実際にそこあんまり使っていない、そこに職員が存在しないところなので、ちょっとすみません、説明は省かせていただいたんですけども、あと6級は実際にちょっと下がることあるんですけども、管理職手当が上がるので、トータルでは現給保障が必要なほどの減額にはならないので、

すみません、ちょっと説明はそこは先ほどは省かせていただきました。

○鈴木 2、3級というのは、どういう方々ですか。若手は上げるという話だったですよ。

○人事課長 2級は若手、大体20代ぐらいの主事という職層の職員で、3級は主任で20代から30代ぐらいが該当するんですけども、そこは国の給料表とずれている部分が以前からあって、そこ今回大きな見直しするので、国とずれている部分があるといういろいろ制度改正あったときにすごくそこ間違えないように気を遣わなきゃいけないので、今回ちょっとこの際というか、きれいに直そうということで直しました。実際にはそこは給料表の大分端っここの部分で、そこ使っている職員が実際にいないので、そこは実質的な影響はほとんどないということで考えております。

○鈴木 2、3級に人はいるけれども、下げるところには人がいないよということではないんですかね。

○人事課長 そのとおりです。以上です。

○鈴木 国に基本的に合わせていくという感じなんですね。分かりました。

あと2つ、5の人件費の影響額ありますよね。そこの中の6.2億円が今回1.6億円は下げて、7.8億円増やして、トータルで6.2億円になるということですが、増加率としては何%ぐらいになるんでしょうか。人件費の増加のパーセントですかね。

○人事課長 令和7年の人事院勧告の改定率が国は3.6と出ているところで、柏市においては今回そういった人事給与制度の見直しを併せて一部行ったので、2.7ということで、一部抑制された形になっております。今パーセントです。

○鈴木 国では3.3%。（「3.6です」と呼ぶ者あり）3.6で、でも柏は……（「2.7です」と呼ぶ者あり）2.7。低いということですか。何ですか。

○人事課長 今回人事給与制度の見直し、令和7年、令和8年含めていろいろプラスになる部分、マイナスになる部分両方あるんですけども、トータルでは民間企業の経験がある職員の初任給ですとか、既にもう役所に入っている職員の過去の民間経験をちゃんとプラスしようというような見直しですとか、あと管理職手当が県内の人口20万人以上の市と比較して柏市は低い数字になったので、そういうところをちょっと引き上げたいということもございまして、トータルでは金額が大きく、令和8年度以降も含めると大きくプラスになるということが見込まれまして、一方ラスパイレス指数の状況が全国的に中核市の中でも県内の市の中でも柏市がちょっと高いという課題もありましたので、そういったところも併せて抑制するために、今回大きくプラス勧告出ていることもあったので、ここで少し給料表を国に合わせて抑制させていただいて、さらに管理職は国よりも低い部分をつくって、管理職手当上がるということもあるので、そういった部分をつくって、将来のプラスの影響をできるだけ抑えつつ、今我々がプラスしなければ、プラスしたいと思っているところもプラスしつつ、全体のバランスを整える必要があったということによるものです。以上です。

○鈴木 何となく分かりました。6.2億円の、今回上がるわけですが、先ほどの補正

予算では5,400万だったかな、ぐらいしか上がらないと。補正予算としてはそれだけしか上がっていない。ということは、ほぼ6億円ぐらいは当初予算の中でそこまで見込んでいたというか、見ていたというか、ということなんですかね。

○人事課長 この大きな見直しは、なかなかやっぱり組合との協議に時間かかっていましたので、今年できるというちょっと確信はなかったのですが、当初予算であらかじめその分見込んでいたということではございません。なので、この分としてもともと見込んでいたということではなくて、人件費は義務的な固定費ですので、予算上は全く余裕がないというわけにいかないの、当初予算で少し多めに見込んで、予算確定した後にまた退職とか採用とかで若返りが多少あったりして、どうしても予算が少し余りやすい傾向にはございますので、そこはちょっと課題ではあるんですけども、特段今回の見直しをあらかじめ見込んでいたということではございません。以上です。

○鈴木 では最後、令和8年度の増加額が4.4億円ですが、これは令和7年度の増加額に加えて、さらに4.4億円増えるということでしょうか。

○人事課長 そのとおりです。ただ、将来的にはこの4.4億円の部分は抑制されていく見込みを立てております。以上です。

○鈴木 最後が分かりませんでした。抑制されていくというのは。私は、どっちかというが増えるほうがいいと思っているんですが。

○人事課長 すみません。ちょっと余計なこと申し上げましたが、令和8年度は4.4億円さらにプラスということではございます。その後はいろいろマイナスの影響も出ますので、ちょっと抑制されていくということではございます。以上です。

○鈴木 ありがとうございます。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありますか。——なければ質疑を終結いたします。これより採決いたします。

---

○委員長 まず、議案第1号、柏市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第21号、柏市職員分限条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第22号、柏市特別職職員給与条例及び柏市議会議員報酬等支

給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第23号、柏市一般職職員給与条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で議案の審査は終了いたしました。

次に、請願を議題といたしますが、請願の審査に関係ない執行部の方は退席されて結構です。お疲れさまでした。

ちょっと休憩しますか。次の長い質問ありますか。（「ない」と呼ぶ者あり）すぐ終わりますか。じゃ、続けてやっちゃいます。

---

○委員長 それでは、引き続き請願を審査いたします。

請願の審査に当たって委員長より改めてお願いいたします。委員より執行部に対して確認する際は、請願の趣旨に即した内容に限ったものといたします。くれぐれも一般質問や執行部への要望とならないよう御注意願います。

請願第1区分、今期定例会で受理した請願40号、核兵器禁止条約の署名と批准を日本政府に求める意見書についてを議題といたします。

本件について質疑並びに意見があれば、これを許します。

○松本 日本被団協の長年にわたる取組、努力によってノーベル平和賞を受けるという大変な栄誉でございます。世界的にも核兵器を何とか廃絶していかなくてはならないということで頑張っている方がたくさんいる中、日本国にもやはりもう一歩進んだ取組を行っていただくことが重要だと考えます。ぜひ賛同をお願いいたします。

○永山 意見だけ述べさせていただきます。平和で安定した国際社会は、世界の市民が安心、安全な生活を維持するための前提条件であります。しかし、地域紛争、国境を越えたテロ、宗教対立、領土問題、民族紛争などは絶えることなく、一般の労働者や市民が犠牲となり続けています。日本は国連を中心とする国際協調主義に立ち、アジア、太平洋諸国との連携に基づく地域の安定及び世界平和の実現に向けて積極的な役割を果たさなければなりません。特に核兵器廃絶に向けた核軍縮、不拡散は世界平和を希求する上でも、また被爆国民の立場からも重要課題であり、その必要性を世界に発信していくことは我が国の使命でもあります。2017年7月7日、国連で採択された核兵器禁止条約は、2020年10月24日に発効要件である50か国の批

准に達し、2021年1月22日に発効しました。しかし、核保有国や核の傘の下にある国の多くは未批准となっています。この条約を核廃絶の推進力としていくためには、署名、批准国の一層の拡大を図り、核兵器廃絶に対する各国の対立を解消していくことが肝要だと考え、賛成をいたします。以上です。

○渡部　じゃ、私も意見書の提出ですから、意見を述べさせていただきたいというふうに思います。私今回本会議の質問で非核三原則のことを取り上げました。改めて柏市が平和都市宣言を行ったあの条文を読んでみて、本当にいい宣言だと思いました。平和都市宣言を行っている柏市としてやはり核兵器の廃絶を願っておりますし、これを国に対してきちんと意見を上げて、国がいち早く、唯一の戦争被爆国ですから、核廃絶に向けた取組を行うことが大事だと思います。それで、日本被団協がノーベル平和賞を受けてから私もたまたま機会があって、被団協の代表委員の田中熙巳さん、この方も93歳なんですね。それと、事務局次長の児玉三智子さん、87歳で、市川市に住んでいます。このお二人の講演を聞く機会がありました。本当に一日も早く世界から核兵器をなくしてほしいという熱い訴え、自分たちが被った被害の内容ですとか、自分たちが生きているうちに早く日本が署名、批准してほしいという熱い思いを本当に私も受け止めました。被爆者って調べてみたら9万9,130人、10万人切っていて、7,695人が前年から減少している。高齢化が進んでいて、やはりどうしても亡くなる方多いんですね。そうすると、被爆の実相を伝える、継承するという非常に危機感を感じていて、早く自分たちが生きているうちに、自分たち先はそんなにないんだという、そういう思いで各地で訴えています。だから、本市議会としてもその思いを受け止めて、理想に向かってやっぱり進まなきゃ駄目なんですね。現実的な対応だとか、核兵器持っている国と持っていない国の橋渡しだとか、核の傘だとか、そんなこと言っている場合じゃなくて、核兵器を本当になくしていくんだということをこの柏市議会としても示していく必要があると思いますので、ぜひ全ての議員の皆さんの賛成によって意見書を提出できるように私からもお願いをしたいと思います。以上です。

○小川　今回の請願の理念とか、核なき世界の実現というのは、本当に重要なことであるというふうに思っております。と同時に、日本の国の外交とか安全保障政策との整合性も必要ですので、より現実的で合意形成が可能な内容が望ましいというふうに考えております。核なき世界に対する建設的な議論というのは、これからもあるべきというふうに考えております。以上です。

○委員長　ほかにありますか。――なければ質疑及び意見を終了いたします。

これより採決いたします。

---

○委員長　請願40号、核兵器禁止条約の署名と批准を日本政府に求める意見書について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で請願の審査を終了いたしました。

次に、専決処分についてを議題といたしますが、報告に関係しない執行部の方は退席されて結構です。次の方は、入っておられますかね。いますね。

---

○委員長 専決処分について議題といたします。

50万円以上200万円以内の専決処分については、定例会中に開催される常任委員会へ報告することとなっております。今回該当する専決処分がありますので、執行部からの報告を求めます。

では、お願いします。

○債権管理課長 よろしくお願いたします。令和7年11月28日付で報告をいたしました専決処分についての2番の訴えの提起について御説明をいたします。番号1となっているところです。本件は、東京都港区東新橋一丁目にありますアコム株式会社に対しまして、同社の顧客である滞納者が本市に支払っていなかった国民健康保険料がありまして、それについて本市が差押えをした同社がこの滞納者に払うべき過払い金、債権の135万3,258円の支払いと訴訟費用の負担を求めるものでございます。訴えの提起をするに至った主な経緯ですけれども、この会社の顧客である滞納者は平成8年から柏市に居住しておりましたが、遅くとも平成11年度から国民健康保険料の滞納が始まっています。所得が多かったにもかかわらず少額の分納が長期間続いたため、滞納額が膨らんだものでございます。平成29年度、それから令和5年度にそれぞれ債権管理課で移管を受けました。弁護士による納付相談も実施しましたがけれども、回収がなかなか進まなかったものでございます。その後過払い金の存在が判明したため、その返還請求権の差押えを行ったところですが、アコム側の代理人の弁護士が交渉はしたんですけども、取立てには応じないという姿勢で意思を示したものですから、この7年の11月12日付で地方自治法の規定に基づいて専決処分による訴えの提起を行ったものです。第1回の口頭弁論は、来年の1月8日に開催の予定です。報告は以上です。よろしくお願いたします。

○委員長 本件について質疑があれば、これを許します。――なければ質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

---

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の審査区分表に記載された調査項目について閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施の件を議題といたします。

お諮りいたします。閉会中の所管事務調査について必要に応じて開催することとし、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合は、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 以上で本日の総務市民委員会を閉会いたします。

午後 4時29分閉会